

令和3年第7回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和3年12月14日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月14日午前9時0分宣告（第2日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋 2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史 4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 森 田 勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 10 番 窪 和 子</p> <p>12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長 川 西 貴 通</p> <p>住 民 福 祉 部 長 大 浦 孝 夫</p> <p>事 業 部 長 島 野 千 洋</p> <p>教 育 部 長 巳 波 規 秀</p> <p>政 策 推 進 課 長 山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長 松 本 光 弘</p> <p>住 民 生 活 課 長 浅 井 利 育</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>経 済 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 西 谷 英 輝</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 大 文 字 睦 美</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	7 番	山口 昌亮	<ol style="list-style-type: none"> 1 櫛原山林のメガソーラー開発地の防災対策を 2 太陽光発電施設の設置に関する条例の制定について 3 新型コロナ対応交付金で事業者支援を 4 焼却ごみの減量について
2	1 番	岩崎 真滋	<ol style="list-style-type: none"> 1 烏土塚古墳について 2 椿井城跡について
3	3 番	山本 隆史	<ol style="list-style-type: none"> 1 スムーズな申請手続きを目指して 2 全世代の孤独死を食い止める施策を
4	9 番	山田 仁樹	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内ボランティア団体及びその活動について 2 平群中学校のクラブ活動について
5	1 2 番	馬本 隆夫	<ol style="list-style-type: none"> 1 デマンドタクシー運行について 2 ドローン導入を 3 かしのき荘の風呂閉鎖について 4 平群町空き家等の適正管理条例について

令和 3 年 第 7 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 3 年 1 2 月 1 4 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和3年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付をしております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から5番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず発言番号1番、議席番号7番、山口議員の質問を許可いたします。山口議員。

○7 番

皆さん、おはようございます。今日、明日と一般質問ということで、私は大きく4点、通告させていただいております。順次質問をさせていただいて、町当局の明快な答弁をよろしくお願いします。

まず1点目は、櫛原山林のメガソーラー開発地の防災対策をとということで、今議会の2日目、総務建設委員会でも請願が審議されましたけれども、それと関連する質問になります。

櫛原山林のメガソーラー開発地は、今年2月中旬から6月中旬までの4か月間、防災対策をほとんどせずに30ヘクタールもの山林を伐採したため、計画地の大半が裸地となり災害の危険が高まりました。その状態で、6月中旬に県から工事停止命令が出されたため危険な状態のまま放置され、その後10月末までに応急防災工事（沈砂池11か所設置）が行われましたが、この沈砂池には洪水を調節する機能がないことから、現在も下流域への災害の危険は残ったままです。この問題は、防災設備をしながら伐採するという本来の手順どおりに工事をしなかった事業者はもちろんです。伐採中の4月に開発申請書に偽装がある、この指摘を受けながら伐採終了の6月中旬まで工事を止めなかった県にも責任があることは明白です。今議会には、平群のメガソーラーを考える会代表から、防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願も出されました。いずれにしても、事業地は現状のままで放置できません。町とし

ても災害の防止、住民の安全安心のためにも、事業者が現状に見合った防災施設を一刻も早く設置するよう、あらゆる措置を取るべきです。町長の見解を求めます。

2点目は、太陽光発電施設の設置に関する条例の制定についてです。

町行政として、メガソーラー開発に関する条例の制定を目指していることは評価します。しかし、11月24日の全員協議会に示された条例案の概要は、あまりにも不十分です。そのことは既に全員協議会で指摘しましたが、改めて町が示した概要の問題点を指摘し改善を求めます。概要の最大の問題点は、事業の抑制区域についてです。「事業を実施しないよう事業者に協力を求めることができる」としていますが、これではお願いだけで、抑制区域には全くなりません。条例制定の目的の「町民の安全な生活と良好な環境に寄与する」ためには、抑制区域での設置は町長の許可が必須です。ここがこの種の条例の肝です。これ抜き条例は全く意味がありません。これを前提に条例を組み立てるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、住民との関係では、事業内容の説明を「町との事前協議前にする」や「住民の同意を事業許可の条件にする」など、住民の意向を最大限取り入れた条例にすべきです。この点について町長の見解を伺います。

さらに、防災や環境の専門家の意見も聞き、広くパブリックコメントも実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、新型コロナ対応交付金で事業者支援をとということです。

新型コロナウイルス感染症による経済的被害の救済資金として、国から自治体に交付される臨時交付金、今議会も今年度一般会計補正予算に1,025万6,000円計上されました。この交付金の使い道については、新型コロナで様々な被害を受けた人たちに対して支援することが目的ですが、対象者を絞り込むのは困難ということで、必ずしも目的どおりになっていません。コロナ禍は、新たにオミクロン株の出現でまだまだ続く状況です。次に国から交付金があれば、本当に困ってる人を支援するものにしなければなりません。確かに支援すべき人を一人一人把握するのは困難ですが、国などの制度を受けている人を対象にする方法もあるのではないのでしょうか。例えば、中小企業や零細事業者については、月次支援金を受けている事業者に町独自に上乘せ支援するとか社会福祉協議会の緊急小口資金や総合支援資金の利用者に上乘せ支援するとかです。町長の見解を伺います。

最後4点目は、焼却ごみの減量についてです。

廃棄物減量の取組について、この数年、家庭の可燃ごみ袋を有料化した2013年以降、減量効果が上がっていません。この8年間、減量の効果を上げる

には、行政が住民と一体となって本気の取組が必要なこと。そのモデルが斑鳩町の実践であることを指摘してきました。特にその中で生ごみを焼却ごみにせず堆肥化することについては、何度も実施を求めてきました。町の答弁は、清掃センターのダイオキシンを含んだ仮置き焼却灰を全て搬出した後、その場所で生ごみ堆肥化をするというものでした。仮置き焼却灰の搬出終了時期については、2019年3月議会の予算委員会に提出された資料では、平成31年度に1,000トン搬出して、想定残量5,200トンを平成36年度、今で言いますと令和6年度になりますけれども、にかけて搬出すると明記していません。しかし、今年9月議会で、昨年度から全く搬出していないことが判明しました。そのときの答弁は、財政状況やダイオキシン濃度が基準内で通常の灰と同じ処分ができること、この搬出以上に行政課題がたくさんあることから搬出しなかったというものでした。この質疑で、最後に副町長が「搬出するスケジュールは現時点では示せないが、できるだけ早期に全量搬出する考えに変わりはない、内部協議をする」「剪定枝の堆肥化は現在調査している、近隣の町の状況も把握している、するかしないかどういう方向でやっていくかについても調査研究したい」、このような答弁がありました。この9月議会の質疑と仮置き焼却灰搬出当初からの流れも踏まえて、以下の点について町長の答弁を求めます。

まず1点目、2016年度からの仮置き焼却灰搬出事業の説明で、当時の岩崎町長は「基準内も含め、計画的に全てを搬出しなければならない」と説明したはず。この方針を2020年度になって、当初予算で計上しながら変更したのはなぜか。

2点目、2017年度からは基準内の焼却灰の搬出、それでもこの年の2,500トン(経費4,661万円)、2018年度と2019年度はそれぞれ1,000トンずつ(経費合わせて4,800万円)を搬出していますが、当時の財政状況はどうだったのでしょうか。

2022年度に搬出の予算を計上するのか。全量搬出の新たな計画がまとまったのでしょうか。

残り5,200トンが基準内ということで、搬出しないという選択肢もあり得るのでしょうか。

5点目は、剪定堆肥化について町の方針はまとまったのでしょうか。

以上、大きく4点について明確な答弁をよろしくお願いします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、1点目の櫛原山林のメガソーラー開発地の防災対策についてお答

えいたします。

12月7日、奈良県議会の代表質問に対して、水環境・森林・景観環境部長は「応急防災工事の内容は、雨水を貯留機能の有する仮設沈砂池を11か所、沈砂池の上流部に土砂流出防止柵を14か所、ウェブカメラの設置などであり、今後さらに応急防災工事の一環として、現状で必要な防災調整機能の調査、計画、実施について指導してまいります」と答弁されております。現在は、奈良県と事業者が工事停止に伴う現場の安全確保の措置として、防災調整池などについて協議中であると聞いております。よって、町としましては、大和川総合治水対策の基準にのっとり、開発面積に対応した規模の仮設雨水調整池を早期に建設するよう事業者に求めるとともに、奈良県に対しても事業者への指導をお願いし、その推移について注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

以前、委員会のときからそういう答弁をされてるんですけどね、しかしね、伐採が終わったのは6月中旬、工事が止まって、その時点では今の状態になってですね、やっと応急措置という形で沈砂池11か所、それから今、上のほうにちょっとという話でしたけども。実際ね、今のままでは危ないということは町も認識してるわけでしょう。今の現状のまま推移すれば、30ミリ程度の雨が降れば土砂が流出したり、もっと降ればですね、要するに一番近い樁台の住宅地に土砂とか水がですね、洪水みたいなことが起こり得るという、そういう認識は町としては持っているわけですよ。まずその点、それを持っているのかどうか。もしそれを持っているならですね、今みたいなちんたらした答弁でええのかということですよ。アメリカで、昨日、おとといでしたか、竜巻の被害がありましたよね。12月では初めてということでした。だから、今の地球環境でいうと、いつ何が起こっても不思議でない。日本の国なら通常はそういう水害っていうのは、主に梅雨時期と、それから台風のシーズンですから夏先から秋にかけてなんです、アメリカで起こったように、日本だってそれは分らんわけですよ。これまで想定されなかった被害が起きてるわけですよ。そこで、これは町長にはっきり答えてほしいんですけども、現状のままで災害が起きる、そういう認識は町としてしてるのかどうか、まずこの点はどうなのか。

それとですね、もちろんしてるんだというふうに私は思います。そうであれば、一刻も早くこの危険を除去するっていうのが大事なわけですよ。ほんで、今の応急防災工事が終わった段階でもですね、今のままで、さっき言ったよう

に被害が起きる状況が続いてるというのも、これも私は共通認識だというふうに思うんですが、この点についてどのように考えてるのか。まず、それは先に答えてもらえますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

一つ認識ということ言えば、一定の大雨とかがあればですね、今の沈砂池では十分な調整機能がありませんので、降った雨がかなり下流側に流れるというのは当然だと思います。ですから、早期に建設するように事業者に求めたいというところです。沈砂池が11か所できてからは、今までのようにフラワーロード、広域農道に土砂が流出するというような状況はなくなってきております。当然、沈砂池ですからそこで土砂を止めるという機能がありますから、それについては従前、沈砂池がなかったときと比べると被害はなくなっております。季節的にそれほど強い雨が降っておりません。沈砂池ができる前は、8月に大雨でかなり土砂の流出もあったわけですが、それ以降は沈砂池ができた。今後ですね、事業地がどのように動くか分からないんですが、スケジュール的には。例えば、梅雨どきだとか台風時期、この状態で大雨が降ると、当然大きな被害があるということも想定されます。そういう認識を持っております。

○議長

山口議員。

○7番

今ね、認識はしてる。ただ、沈砂池が11か所できたんで、すぐ流れることはない、それはちょっとした雨でしょう。できる前に20ミリの雨が記録されてますけども、30ミリ以上の雨って、今回はあんまり降ってないわけですよ。じゃあ、30ミリとか40ミリとかが降ればですよ、ある意味、沈砂池そのものが流されるという危険もあるっていうふうな指摘を専門家がしてるわけですよ。そういう状況っていうのは、逆に言えばですよ、大きな雨が降れば、それがあつて余計に災害を大きくするという可能性もあるという指摘があるわけですよ。その点も考慮して町は対策を取らないと、住民の命を守れないわけです。そこを聞いてるんですよ、一番大事な。最悪の想定をして対策を取るっていうのが大事なわけでしょう。だから、住民の皆さんも県に対していろんな要望を申入れしたりしてるわけじゃないですか。事業者と協議してるって言うけども、事業者は金のかかることはやりたがらない。だからこそ行政指導でしっかりとやらんとあかんわけです。それはそれで、これ以上言いませんけれども。だから、認識としてはちょっと甘過ぎますよ、町長、そんな認識

では。災害が起こってからでは遅いんですからね。起こらないように、未然にどれだけきちんとするかということが大事ですので、そのことは申し上げます。

それでね、もし大雨が降ってですね、どこまでの災害かは別にしてですよ、災害が起こった場合、誰がその責任を負うのか、誰が復旧するのか。当然、事業者がするということになるわけですけども、ただ、県も指導しながらですね、要するに応急防災施設を認めた。その後については協議はしてるけれども、強力に指導してないということになればですよ、県にも当然責任があるわけですよ。町についてもですね、防災の協定を結んでるわけですよ、事業者と。その協定に沿ったことをやってんのかということになるわけです。町も指導権限があるんですよ、協定を結んでるんですから。あれは出来上がってからの協定だけじゃないでしょう。工事中の協定も含まれてるじゃないですか。そのとおり全部やってるんですかっていうことになるわけや。大体、もともと自分たちがつくった計画どおりやらない事業者ですからね。担当者はまた変わったんでしょう、平群に来てる担当者が。ころころころころ変わるみたいですけども。だから、その辺はどういうふうになるのか、そこを町として考えないと。当然、事業者だけの責任じゃなくて、そういうことが起きた場合は、県にしたって、町にしたって、責任が問われますよ、当然。その認識はあるんでしょうか。

だから、いずれにしてもね、もう結論を先に言いますと、今のまま事業者が協議してもしないんだったら、県や町が代執行すべきですよ。命に関わる問題なんだから当然じゃないですか。その覚悟があるのかどうかですよ、町長に。県に対してもそう言うべきですよ。最悪の事態が起こった場合に誰が責任を取るんですか。もし、それで人命が失われるようなことがあったら元に戻りませんよ。だからこそ基準どおりのことをきちっとしてないのに、それが起こったら、当然事業者だけでなく行政の責任になるでしょう。何ぼ基準どおりやってると強弁したって、やってないのは誰が見たって客観的に明らかじゃないですか。専門家も指摘してるじゃないですか。だから、そこんところをどう考えるのかと。そこまでの覚悟、認識はあるんでしょうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

先ほどから申し上げてるように、県のほうでも防災調整機能のあるものを造るように指導していると。先日の委員会でもお答えしましたけども、事業者としても、防災調整池を建設する方向で奈良県と相談してるというふうに私も聞いております。造る方向で行ってるわけですし、県も事業者もそうおっしゃってるのにですね、町が代執行するというようなことには当然ならないわけです。

し、責任の所在云々に関しては仮定の話ってということで申し上げるべきかどうか悩むところですが、当然、協定書があります。事業者との協定書の中で書かれてるわけですから、原因が事業者であれば事業者が責任があるし、許認可権がある奈良県にも当然責任があります。平群町内にあるものですから、一定行政としての責任もあるだろうなど。それは否定するものではありません。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

方向で相談してる、協議してるっていうのはずっと聞いてます。でも、全く具体的になってないじゃないですか。聞くところによると、県はそんなに本気でないみたいですよ。この間、県は11月議会ですけど、11月の県議会でも代表質問、それから委員会で9月議会で平群町に出された請願と同じ、要するに9,000筆の署名が集まった、あの中身の請願が県議会の経済何とか、五つあるからちょっと名前は忘れましたが、委員会で審議されてですね、委員の賛否が同数で委員長決裁で否決にはなったみたいですけども、それぐらい問題になってるわけですよ、県でも。だから危ないから。

今度の問題、私が今回質問してるのは、だから相談したって、じゃあ、いつまでに結論が出て、いつまでもずるずる相談だけして、事業者と県で協議してます、そんなんずるずる続いたら、いつまでたつたってできないじゃないですか。だから、さっき言ったように、もう6月から半年たってるわけですよ、ほぼ。半年もたってるのに沈砂池しかできてないっていうのではね、住民の命は守れないでしょうっていう話をしてるんですよ。だから、事業部長が言ってるのは分かるけども、町長はどうなんですか。今のままで災害が起きても住民の命が守れると、そうか災害みたいなのは起きないというふうに思っておられるのかどうか。その点はどうなんですか。私は急ぐべきだって言ってるんです。だから、事業者がそんなん県の言うことを聞かないわけでしょう、相談してまとまらへんねんから。県は法律や県の条例に従って、当然あれだけの伐採をしたらこれだけの防災施設が要るっていうのは、できるわけじゃないですか。だから、こういう施設を造らないと駄目だということになるわけじゃないですか。こういう防災施設を造らなきゃ駄目だという基準があるんだから、その基準どおり指導すればいいわけであって、それに従わないんだったら、当然従わせるか、代執行して後から請求すべきじゃないですか、経費は。本来そういうものでしょう、行政って。ましてや下流域の住民の命がかかっているっていう点でいえば、そこまで強く言わないと前へ進まないでしょう。この間、進んでないじ

やないですか、県は協議してる、協議してるばかりじゃないですか。平群町で起こることですよ。1人でも亡くなったら責任が取れるんですか。誰も取れないでしょう、責任なんて。だから、そうならないようにどうするんだっていうのが、国の基準どおり、法律どおりやって想定外でしたっていうのは分かるけど、基準どおりも何もしてない防災施設でそういうことが起きたら、当然行政の責任になるじゃないですか、それを認めたんだから。そこを言ってる。その決意を言ってほしいんです。今は相手があることだから、もちろん相手と話し合いはするんだけど、ずるずるずるずるやってたんでは駄目ですよ。きちっとけじめをつけて、この辺のこのときまでに決着がつかないんだったら、それこそ県と町が代執行するぐらいの構えでいかないと解決しませんよって言うてるんですよ。もう解決する見込みは立ってるのか、部長。今の話やったら方向で相談してんねから、来月、来年ぐらいから、1月ぐらいからすぐその工事が始められるというようなめどが立ってるの。たってんねやったら、もうこれ以上は言わへんわ。立ってないでしょう、この間の話では。だから言ってるんですよ。その覚悟はあるんですか、ないんですか。同じ話を何回もしたくないから、町長、答えてください。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、災害の危険性については、町としては認識をしております。先ほどの答弁でもありますように、県議会では部長が答弁されており、「今後さらに応急防災工事の一環として、現状で必要な防災調整機能の調査、計画、実施について指導してまいります」と答弁されております。町としては、当然、災害の防止や住民の安心安全を守らなければなりません。現在、県と事業者とでの防災調整池などの協議中と聞いております。町といたしましては、県に対して防災調整機能の調査、計画、実施について指導をしていただくようお願いしてまいります。また、協定書を結んでおりますことから、事業者に対しては防災施設を早く造るよう求めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

もうこれ以上言いませんけど、本当に命に関わる問題だという認識の下に、事業者、それから県がきちっと話をさせていただきたい。この点については、こ

れ以上言いませんけれども、本当にあつという間にもう春、それから初夏になりますよ、ほっといたら。もう半年ぐらいすぐですから、よろしく願います。この点は結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山口議員、2点目の御質問でございます。太陽光発電施設の設置に関する条例の制定につきましてお答えを申し上げます。

過日の全員協議会におきまして、太陽光発電施設の設置に関する条例制定の概要につきまして御説明をさせていただき、議員各位より様々な御意見を頂いたところでございます。町といたしましても、今後の太陽光発電施設については、住民の方の合意形成や事業に対する理解を得た上で事業を進めることを念頭に置いた条例制定を考えております。また、基本的な考え方といたしましては、この条例の対象とすべきは土地の形質・形状を変更する開発行為等により設置する施設を想定しており、既存建物の屋上に設置するものや空き地や遊休地の利活用として設置するものについては、一定の規模を勘案して除外することも検討しております。議員お述べのように、許可にすべきという御意見について、全国的に太陽光発電施設設置条例を制定されております太陽光発電設置条例を参考に、許可、同意、届出については現在検討しているところでございます。

また、専門家の意見聴取についてでございます。今回の条例では、設置行為に対する一定の規制を加えることを目的としており、設置行為に際しての技術基準や環境アセスメントなどを定めるものにはなってございません。ただ、設置行為の規制の観点から、行政手続上の「私権の制限」に該当する可能性もございしますので、一定、法的な専門家の意見をお聞きすることが必要であろうかと認識はしておるところでございます。

また、パブリックコメントについてでございますが、近年、新規条例の制定などでは比較的によく用いられる手法でございます。これにつきましては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

ありがとうございます。もちろんね、この前の全協に出された内容では、ほとんど規制という概念がないですから、そこは言ったように、抑制区域、ここ

についてはですね、許可制にする。これは以前示しました遠野市でもそうですし、今年できた山梨県の条例でもそうなんです。だから、そのこのところは一番大事なことで、その地域をどう限定するかっていうのは、この前の出された資料では平群町のほとんどになってましたけども、それはそれで、その辺の見直しはどうされるのか分かりませんが。やっぱりね、抑止区域で、この前のままだったら、要するに町長がそこはやめてねっていうお願いができるだけやから。お願いやったら、別に私はここで私の土地で勝手にやらせてもらいますって言うたら終わりやからね。それは絶対駄目ですよということ。

それからですね、抑止区域、抑制区域、抑制か抑止、どっちの言葉がどうなのか分からないですけど。要するに、そこにできるだけメガソーラーは設置してもらいたくないと。してもらっては困るという地域についてね、山梨県では画期的なことを言われてるんですよ。要するにね、森を切り開いて施設を造ることは、山梨県では今後できない条例になってるんです。森林伐採したメガソーラーは駄目よと。山梨県も奈良県と一緒に山が多いですけども、じゃあ、どこに造るんだというたら、ほとんど造るところはないと思いますけど。あとは、だから遊休農地とかそういうところになる、原野とかがあるのか分かりませんが、なると思うんですけどね。どっちにしたって、それはなぜかといったら、やっぱり環境対策、地球環境との関係でCO₂を、要するに森林伐採して太陽光、再生可能エネルギーって本末転倒だろうという意見はずっとあります。ですから、そういう立場からだと思うんですね。

それでね、当然、今、部長から答弁があった「私権の制限」ということに、これはなり得る可能性がありますから、その場合は、山梨県の知事はどう言ってるか、「訴えられるリスクを恐れない」「最高裁判所で判例をつくる覚悟で臨む」、ここまでおっしゃってるんですね。これは私は相当大事なことだと思うんです。今度の条例制定についてはね、やっぱりこの辺まで踏み込んでやるべきやと思うんです。なぜかという、あしたの一般質問で稲月議員も取り上げるとは思いますけども、北久安寺のところでパネルがついてるところがいっぱい崩れたりしてるわけでしょう、現にね。それは森林伐採とは直接関係ないですけども、要するにそういう崖を削ったり、そういうやり方でやると、いろいろ後から問題が起こる、それもありますしね。ですから、そこんところはちょっときちっとしてほしいというふうに思ってます。

ただね、そうはいつでも、いつまでもずるずるやるべきでないんで、遅くとも3月議会に提出できるぐらいのスピードでやってほしいんです。中身ももちろん十分、だから早めに、今答弁があったようなことで、きちっと条文として住民に案を出していただいて、ほんでいろんな意見を聞くと。もちろん聞いた

からそれを全部取り入れろということではないですけども、それでできるだけいいものにしていく。

ほんで、今、特に平群町のメガソーラーについては、マスコミでも相当報道されてますし、それから、もう既に一旦許可した事業でこういう事態になってるということでも注目されてます。そういう中でつくる条例ですから、非常に全国的にも注目されてると思うんですよ。全国的には多くのところで条例ができてますけども、非常に注目を浴びてる中で、平群町は一貫して町長が公約で掲げておられるように、緑を守るというね、緑をこれだけ守ってきたのが平群町の値打ちなんだという、そこの打ち出しも含めて、そういう条例にさせていただきたいということをお願いしておきます。

再質問で、今私が言ったようなことも含めてきちっと検討していただけるのかどうか、その点だけ答弁していただけますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁で申し上げましたが、やはり条例制定ということでございますので、その条例行為に基づく中で住民の御意見や事業計画に対する御理解というのを求めていく。そういったものを一定お示しするような条例をつくっていくということは、条例の肝かなと思っております。スケジュール感であるとか、非常に昨今、各市町村におきまして、太陽光発電所に伴います条例制定というのがされております。平群町におきまして、この時期に条例制定をするということでございますので、ある意味一番新しく制定された条例ということでございますので、その辺は今までつくられておる市町村の条例を参考にしながらつくってまいりたいと考えております。時期につきましても、今おっしゃっていただきましたように、やる以上はスピーディーにやっていきたいというふうに考えておりますので、次期の定例会にお出しできるような形で、いろいろ作業のほうは進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

さっき言った抑止する地域と、それから住民との関係ね、今回の平群の櫛原のメガソーラーの問題、その前のローズタウンのメガソーラーの問題、いずれもね、やっぱり事前にきちっとした住民説明とかが全くなしに、先に許可とか

そんなをやっているという。そういうことで、こういういろいろもめごとになってるという部分も多いので、そういうことにならないような、ちゃんと住民との関係をきちっと整理したものにしていただくこともお願いしてですね、この2点目はこれで結構です。また今後、条例案が出てくればですね、その中で議論していきたいというふうに思っています。2点目はこれで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、山口議員の三つ目の新型コロナ対応交付金で事業者支援をの次に国から交付金があれば国などの制度を受けている人を対象にする方法も検討してはどうかという御質問にお答えいたします。

今議会で、今年度一般会計補正予算に1,025万6,000円計上した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の追加交付分については、国からの指針として人流の抑制の影響を受けた交通事業者・観光事業者等に対する支援を重要視するとのことでしたので、観光施設への業務継続支援金として本町の主要観光施設である道の駅活性化センター（くまがしステーション）と信貴山iセンターに400万円計上し、承認いただいたところであります。

議員が提案される町内の中小企業、零細事業者に対する支援については、今後、仮定の話にはなりますが、コロナ感染症の第6波が起こるなどして、中小零細事業者の経営に打撃が生じ、事業継続のための国からの支援策が立てられて、町にも同趣旨の交付金が割当てされた際には中身を精査した上で、議員お述べのような方法により、事業継続の支援金という形において支援金給付の方法を取るようになると考えております。例としては、令和2年度に中小零細事業者に支援をしております。そういった形を取る、また対象者についても、議員お述べのとおりなんです。令和2年度に実施したような形で支援していくということになると考えております。

○議長

山口議員。

○7番

いや、もちろんそうなんやけど、本当はこれまでもそれはできたはずなんですよね。私が具体的に例として挙げた月次支援金っていうのを平群町でももらってる事業者はあるわけでしょう。事業者ではこれですよ。もう一つ挙げた社会福祉協議会のほうの小口資金とかについてはですね、これは個人で生活に困ってる人と。だから、コロナで仕事がなくなったりして、こういう資金を借り

ざるを得ないというような人たち、そういう人たちは町内にもいらっしゃるわけですから、そういうところに目を向けてね、その場合、その人たちだけにするのか、その人と同じような状況になってる人を対象にしてですね、申請をしてもらうのか、そういうこともありますけども。だから、早くからそういう準備もして、一番困ってるところに行き渡ってないというのはね、今年に入ってから国から来る交付金はそういうことなんです。

さっき言った地域振興センターと、ほんで信貴山観光協会、もちろんそれはええんですが、これは両方とも別に民間でも何でもないじゃないですか。もちろんコロナで収入は落ちたりしてますから、それを応援するのは悪いことではないんですけど、それはそれでええんですけど。それ以外の本当に困ってる零細事業者とかについてはですね、前から言ってるように調査もされてないわけでしょう、難しいんでしょうけど。例えば、商工会に聞き取るとかそんなことも含めてですね、私はもっときめ細やかにやるべきやって前から言ってるわけですよ。

ほんで、今回こういうところを月次支援金だったら国の制度ですから、当然町が調べれば分かるわけでしょう。そういう人たちに、これは毎月もらってる人も、前の年、20年度、19年度に比べて5割以上が下がってれば毎月もらえるんですけど、今年度1回でももらった人に対して、町として例えば10万円とか5万円とかそういう支援をすとかね、そういうことを言ってるんで、その辺は具体的に私が挙げた分については検討して、今後そういう人たちに対して支援できるようにできるのかどうか、その点はどうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

お答えしたとおり、そうですねっていう話をしたと思うんですが、だから、例えば県のセーフティーネットだとか支援金を受けてる、あるいは小口融資なんかをやられてる、そういうところで調査できるんで、先ほどの答弁もそういうふうにお答えしたと思うんですが、そうしますということです。

○議長

山口議員。

○7番

そういうふうには聞こえなかったけど、そういうことですね。要するに、そういうきめ細かくやってほしいということですので、次に多分ないことはないと思うんでね。予定としては、まだ何も聞いてない、全く聞いてませんか。今度のやつは12月の特別国会で決まったやつやったかな、まあええわ。今度の

臨時国会はもうすぐ終わりますけど、来年中頃から通常国会もあるんで、分かりました。それはそれでそういう方向でぜひよろしくお願いします。そういうのは、もう1回確認しますが、例えば月次交付金というのは、町のほうで調べたらもらってる人が特定できるんですね、それはできるんですね。

○議長

事業部長。

○事業部長

それに関しては、ちょっと国の事業ですので、例えばデータといいますか、情報が手に入れられるかどうか、ちょっと今は確認できておりません。

○議長

山口議員。

○7番

この質問を出したときに確認しといてよ、そういうのは。当然そんなん、だって、それは確認しといてくださいよ。本人に証明書か何かを出してもらえばそれで済むことやから、それはそれでもできないことはないんですが、こちらから分かれば案内が出せるんでねと思ったんで、それはまた調べておいてください。分かりました。この件はこれで結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山口議員、4項目めの御質問でございます。焼却ごみの減量についてお答え申し上げます。

1点目の令和2年度で仮置き焼却灰の搬出に係る予算を執行しなかったことについてでございます。

まず、経過より御説明を申し上げますと、この仮置き焼却灰の処分につきましては、平成28年度より搬出し、財源については財政調整基金を充当することとしております。令和元年度まではそのように予算執行しておりました。その上で、当初、令和2年度におきましても、約1,000トンの処理に関わる予算を計上しておりましたが、平成28年度から30年度まで、実質単年度収支が大幅な赤字であり、令和元年度は黒字化したものの、令和2年度に焼却灰の費用を執行すると、実質単年度収支が赤字化することが懸念されたことから、地元自治会の水利組合とも協議を行った上で、焼却灰の搬出につきましては見合わせることを合意いただいた上で、予算の執行を停止したところでございます。

2点目の財政状況についてでございます。

議員お述べのように、平成29年度は2,500トンの予算を執行いたしました。平成30年度、令和元年度は2,000トンの予算要求に対しまして、ともに1,000トンの予算の執行となったところでございます。この間の財政状況につきましても、実質単年度収支が赤字化したり、財政調整基金が平成30年度は1億円を下回るような状況であり、令和元年度につきましても1億4,000万程度であることから、財政運営上、不測の事態に耐えかねるような状況が継続していたことから、財政状況は好転していないのが現状であると認識をしております。

3点目の令和4年度予算の計上についてでございます。

現時点では、予算計上はいたしておりません。今後の計画といたしましては、搬出及び処分には全体で約1億から2億円程度の多額の予算が必要になる見込みですので、財政健全化計画による財政健全化の進捗状況を見据えて、直近の財政状況を見た上で、焼却灰の搬出計画を立てていきたいと考えております。

4点目の搬出をしない選択肢はあるのかについてでございます。

焼却灰については、搬出をして適正な処理を行います。ただ、財政状況を見た上で計画を立てて搬出をすべきと判断することから、搬出の時期についてはめどが立っていない状況でございます。

次に、5点目の剪定枝堆肥化についてでございます。

剪定枝の堆肥化については、持ち込まれた剪定枝を貯留し、機械でチップ化を行い、二、三か月の醗酵期間が必要となります。堆肥化の手法といたしましては、市町村が直営で堆肥化を行っている事例については県下でも少数であると把握していることや年間の処理量が約300トン程度であることから、剪定枝や草木類の堆肥化については、試行的な措置として委託による再資源化を一つの選択肢と考え、他の自治体の事例も調査しておりますので、具体的な計画立案については、いましばらくお時間を頂戴したいと考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

これまでの説明とちょっと変わってるけどね。要するに、財政が赤字になるから出さなかった、よくそんなこと言うね。町の財政が悪いのはずっとじゃないですか。私が議員になった次の年からずっとそうです、平成16年から。そのときは中筋町政で、もう既に健全化計画も立てていろいろやられて、それでも大変だった、岩崎町長に代わった。何で大変だったかというたら、何回も言うように、小泉内閣による三位一体の改革で、普通交付税で言えば21億あ

ったのが16億ぐらいまで減らされたのかな。5億ぐらい減らされて、それが二、三年続いたことで、どんどん減らされるのが何年か続いたことで、余計大変になった。でも、岩崎町長になってからはずっと元に戻ってきた。それで一旦黒字になったり、実質収支が赤字にはその後はずっとなくなってないですよ、平成22年に黒字になってからは。単年度収支については凸凹はありましたけども。

ただね、1億9,000万を最初出してるんですよ、基準超えてるやつについてはね。あのときの議論では2億以上、2億二、三千万か2億5,000万かかると言ったのが1億9,000万で、全部出したんですよ、その年に。27年でしたか、この資料で見ると28年度に1億9,083万9,750円、これが3,000ピコグラムを超える、環境基準を超えるということで、1,876トン出してるんですよ。それが1億9,000万。ほんで、次の年から議会に対しての説明では、29年度は2,500トン出して、その後、財政が大変なんで1,000トンずつって、こういう話やったじゃないですか。財政が大変なので1,000トンずつやったんです。これを出さないと、要するにヤードがないから、生ごみの処理を斑鳩や三郷みたいに平群町ではできないと、場所がない。ずっとそう言ってきたんじゃないですか。

この前の全協でも言いましたけど、そう言いながら、突然議会にも何も説明せずに、やんペってしたんじゃないですか、途中で。そのときの財政状況は、確かに昨年度、令和2年度の収支見込みが3億400万の赤字っていうのは、あなたたちが今年の1月に出したやつですよ。でも、実際は4,000万の黒字じゃないですか、単年度で言えば。そしたら、それが分かった時点で、当然戻すのが当たり前じゃないですか。3億5,000万もあなたたちの予測が乖離したんです。たった令和2年、1年度だけです。3億あったら、もう一遍に全部出せるじゃないですか、今言った1億から2億っていうの。もう一気に出したらええんですよ、そんなん言うんだったら。だから、止めたのだから、ほんまにそんな理由ですか。地元と協議して、それやったらもう出さんと埋めたらええじゃないですか。出さんでもええと言うんなら。出さなあかんの、何でずるずるずるずる延ばすの、堆肥化の場所を取りたくないからか。これ、1,000トンで2,000万ぐらいですよ。だから、2,000万やったら、5,200トンやから1億、単価が変わってますから、運搬料とかが上がってますからね。遅れば遅れるほど今は高くなってると思いますけど。だから、その辺ね、整合性が取れないんですよ、あなたたちが説明したのと。全然それをしないという、その説明、地元協議して地元にオーケーをもらったから、すぐ出さなくてもようになったんですって、1回も説明しなかったじゃないです

か。1年以上たってから、決算で今年の9月に初めてその説明をしたんですよ。そんな議会に対して不親切なことがありますか。それまではさんざん莫大な金が要するという説明をしてですね、もちろん莫大な金はかかっているわけですがけれども。前町長の言ったことと全く違うことやったんじゃないですか。当然説明すべきでしょう。西脇町長は岩崎町長の後継として出てきたんでしょう。引き継いでるんでしょう。当然この事業も引き継いでるわけでしょう。そういう意味でいっても、別に全く反対派の人がなかったって、ある程度は引き継ぐわけですがけれども、変えることだってあるやろう。変えるんだったら、当然説明が要るし、それなしに財政状況なんてでたらめですよ、ずっと悪いんだから。ずっと出さなかったらよかったじゃないですか、それやったら初めから、基準内のやつは。堆肥化もそこではしないと、そう説明すればよかったじゃないですか。

今の何、委託なんかずっとやってるじゃないですか。ちょっとずつ高い金を払って、委託料はむちゃくちゃ高いですよ、あれ、堆肥化のやつは。だから、三郷はシルバー人材センターに頼んで、あそこのヤードの中で堆肥化してる。もちろんいろいろ経費も、これまで以上にある程度かかるかもしれない。しかし、今、環境問題がこれだけ叫ばれている中で、斑鳩町なんかは成功してるわけじゃないですか。堆肥化だけじゃないですよ、斑鳩の場合は。ごみゼロ宣言をやって、いろんなことをやってますから、もうこんなもんは斑鳩は十何年前からやってるわけです。そのことも紹介して、この間、ごみを減らすために、廃棄物減量のために、いろいろ提案もし、いろいろ言ってきたわけですよ。それにはダイオキシンのこれを出さないといけないって言うから、それを早うしてくださいということで、ずっと議論したわけじゃないですか、前町長時代から。それを全くほごにして、突然もう去年から出してませんなんて、よく言うよ、本当に。神経を疑いますよ。町長、どうなんですか、ほんまの理由ですか、金がないからやらないんですか。ほかにやることあるって、何と比べてほかにやることあるのよ。何と比べてですか。ほかもいっぱい削ったりしてるじゃないですか。ウォーターパークは廃止したじゃないですか。ウォーターパーク存続のためにこっちを止めてますっていうなら、住民も納得しますよ、まだ。どっちもあかん、こっちもあかん、何をやってんねんっていう話になるんですよ。言葉が悪くて悪いですけど。ちょっとね、もうあんまり言いたくないんですけど、一体どうするんですか。そのめどが立ってないっていう話じゃないですか、今やったら、いつから出すかもわからない。1回止めたならなかなか出せないでしょう、今度は。何か圧力でもあるんですか。金がないだけですか。金が無かったら、これまで約束したことも全部止めるんですか。1,000万、2,

000万、もちろん大きい金額です。しかしね、億単位のお金が要る場合だってあるわけじゃないですか。この事業も最初の1億9,000万でしょう。あ
のときだって、金なんか全然なかったじゃないですか。それでも基準を超えて
るから、どうしてもすぐ出さなあかんということやったわけですよ。これは基
準内やからええっていうのやったら、ずっとええにしておけばいいじゃないで
すか、それやったら。という議論になるでしょう。

いつから出すんですか。それが終わったら堆肥化の場所はあそこにしてくれ
るんですね。その二つを答えてください。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、出す時期という部分でございますが、先ほどの答弁でも申し上げまし
たように、今現時点で搬出につきましては、先ほど申し上げましたような多額
の費用がかかるということでございますので、今現時点では財政状況にめどが
立っていないという状況の中で、今すぐ搬出というのがなかなか困難なところ
でございます。これの出さなかった理由でございますが、特にある意味、何かい
ろんなことを考えてというよりも、ほんまに財政状況を見た上での判断という
ことで、まずそこは我々も真摯に考えておりますので、そこはまず御理解を頂
きたいなと思っております。一定そういうふうな事情であったということでご
ざいます。時期については、現時点では計画は立てておらないというよう
なところでございます。

取った暁の今後の利活用という部分でございます。生ごみの堆肥化というこ
とも、一定議会のほうでも御議論いただいたところでございます。その部分
につきましても、まだ具体的にどうこうというふうな計画というのが、今現時
点、何も取れてないというふうな状況で、施設自身が整備をできていないとい
うことですので、そこにつきましても、まだ具体的な計画は立ってございませ
んが、ちょっと切り離して考えましたら、生ごみの処理、堆肥化、また、ごみ
自身を軽減していく方法につきましては、今後大きな課題であるというふうに
考えておりますので、行政としてもその部分については今後検討してまいり
たいと考えております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

最後に検討したいと。あそこの場所とは関係なく切り離してってということなのかどうか分かんないですが。じゃあ、すぐ検討してですね、新年度ぐらいにはこういう方向でやるという、生ごみ堆肥化の平群町としての計画をきちっと出してください。そこまで言うんだったら。

それと、財政問題って言うけど、さっきも言ったように、これが始まったときと今とやめたときと、1回止めたときは確かにそれがあったかもわからないというふうに、ちょっとはそれを理解したとしても、去年の決算結果を見れば、そんなことが理由にならないのは誰が見ても明らかでしょう。去年の11月に発表した町の財政シミュレーションと、11月に議会の全員協議会に出した財政シミュレーションでは全然違うじゃないですか。どんだけ後退したんですか。だから、県から言われて余った金って、余ったんかどうかは別にして、要するに去年の黒字のうち2億を令和2年度末の平群町の普通会計、一般会計はあんまり金額は変わりませんが、3億5,800万、現金があることになってるんですよ、預貯金と現金が、すぐ使える金が。そのうちの2億を使って、この12月補正で古い借金を前倒しして返したわけでしょう。それは余裕があるからできるんじゃないですか。ほんで、3月議会では1月に県と提携して1億5,500万、県から無利子で借りて、これが借換えになりますけども、でも金利分を県が負担してくれるから、1,200万ほど、町としては長い目で見れば助かると。そういうふうに見てくればね、一昨年度の状況と今の状況は全然違うわけだから、当然、来年度は2,000万かかるんだったら1,000トンだけでも出すというふうに私はすべきだと思いますよ。あなたたちの財政状況って、ごつつう都合のええ、自分たちだけの都合のええいい方で、客観的に全然見てないじゃないですか。だって、それだけ好転してるのに何でそんなことになるんですか。昨年度の黒字は借金をして好転したわけじゃないですよ。その前の二、三年は、駅周事業とか文化センターとか、これらの大型事業の中で、本来、借金せんでもやんなあかんやつを借金ができるということで、一般財源を使わずに借金をして、その年度の収支を合わせた。これだったら、大変だっていうのはまだ分かるんです。昨年度はそうじゃなかったでしょう。

これは、私も民報で書きましたけども、要するに借金で金を生み出してた、二、三回やったじゃないですか。それとは違う、大浦部長、それを一番よう知ってるでしょう。そのときの財政担当なんだから。だから、それだったら今こそ出すべきですよ、出せる状況にあるんですよ。もう何回言ったって一緒やから、これ以上言いませんし、ちょうど1時間になりましたからやめますけど。そこんところはちょっとね、町長もね、しっかり考えてくださいよ。そんな無責任な。岩崎町長がこれは絶対やるって言ってやったんじゃないですか。それを

引き継いだあなたがやらないってどういうことなんですか。

このことは強く申し上げて、またこの問題についてはですね、3月予算、今度は新年度予算に入れなくて言うてるわけやけど、私は絶対入れるべきだというふうに思いますんで、この点は強く申し上げてですね、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

○議 長

それでは、山口議員の一般質問をこれで終わります。

午前10時10分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時10分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号2番、議席番号1番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○1 番

議席番号1番、発言番号2番、岩崎真滋でございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、先般通告いたしました烏土塚古墳と椿井城跡について、2項目について質問させていただきます。

1項目め、烏土塚古墳についてでございます。

日頃よりボランティアの皆様や町の職員により、草刈りや古墳のメンテナンスなどに御尽力いただいている中で、課題があればお聞かせください。烏土塚古墳から東の椿井城跡、西の信貴山が見えるように、急な斜面で様々な機材を使って木の剪定を限られた人員、限られた予算で実施されていることも分かりました。古墳の質問は、他の議員さんからも過去にあり、重複することもあると思いますが、先日、初めて烏土塚古墳の草刈りに参加させていただきました。これを機に、改めて次の2点を質問させていただきたいと思っております。

1点目、今後の保全、維持管理について。

2点目、観光地としての今まで以上の活用について、御答弁よろしくお願いたします。

続いて2項目め、椿井城跡についてでございます。

先日、椿井城跡を山登りして歩いて見てきました。日頃よりボランティアの

皆様や職員の草刈り、木の伐採、道の整備など御尽力いただき、心より感謝申し上げます。本当に歩きやすい道になっておりました。大変な御苦労があるんだろうなということは想像できます。また去年、ボランティアの平群史蹟を守る会の皆様から、椿井城案内板を教育委員会に寄贈されたと聞きました。大変きれいに整備されておりました。山の急な斜面での作業、限られた予算の中でのやりくりなど課題があると思います。そこで、維持管理と観光地としての今まで以上の活用について、御答弁よろしく願いいたします。

以上、2項目、御答弁よろしく願いいたします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、岩崎議員御質問の1項目めの1点目、烏土塚古墳の今後の保全、維持管理についてお答えいたします。なお、2点目については事業部長より答弁させていただきます。

烏土塚古墳の今後の保全、維持管理につきましては、職員による日常の草刈り、年2回の平群史蹟を守る会との協働による墳丘の除草や高石垣の雑草除去、また業者発注による生け垣の除草作業を実施しており、今後も継続して実施してまいります。また、本年11月16日、17日には、経済建設課、教育委員会、観光ボランティアガイドの会により、墳丘周辺の雑木の剪定、伐採を実施し、墳丘から椿井城址や大和三山への眺望が大きく改善いたしました。今後も烏土塚古墳をはじめとした古墳の適切な保全、維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

続きまして、烏土塚古墳についての2点目の観光地としての今まで以上の活用についての御質問にお答えいたします。

若干重なる部分もございますが、平群町には現在60基余りの古墳が存在しますが、中でも烏土塚古墳は国指定の史跡であり、全長60.5メートル、後円部径35メートル、高さ8メートルで、平群谷最大の前方後円墳でございます。平群町観光ボランティアガイドの会が主催するガイドツアーにおいても重要拠点として位置づけられております。古墳頂上からは、本来、平群町全体を見渡せるため、平群町の説明に適した立地でしたが、近年は雑木が生い茂り、せっかくの眺望が失われておりました。そのため観光ボランティアガイドの会から、烏土塚古墳の雑木の伐採について強い要望が出され、それを受けまして

11月16日、17日に町職員とボランティアの皆さんで草刈りと雑木の伐採を行い、南東側の眺望が望めるように整備したところです。このような史跡については、保全をしていくということが第一義的に重要ですが、それに加えて貴重な観光資源としての活用も必要であると考えております。今後においても、烏土塚古墳の眺望を保てるよう定期的な雑木の伐採とボランティアの皆様とも協力して行ってまいりたいと存じます。どこの観光地でも、眺望を望めるような展望台というようなものだとかそういう立地があります。そういったものは大事にしていきたいということでございます。

なお、11月より新規開設しました観光公式Instagramやスマートフォン対応にリニューアルされる予定のホームページで、四季折々の景観などの情報を発信していく予定でございます。また、令和4年1月より、町の広報紙においても観光コラムを計画しており、烏土塚古墳、椿井城跡に特化した記事の掲載も予定しておりますので、御覧いただけましたら幸甚に存じます。

以上です。

○議長

岩崎議員。

○1番

御答弁ありがとうございます。私はボランティア活動に1日だけ参加させていただいたんですけども、なかなか烏土塚古墳は難所といたしますか。蜂に刺されたり、足元がなかなか急な斜面ですので、チェーンソーを使っての山の伐採というのは大変難しいんだなっていうのを感じました。ボランティアでは、なかなか限界があるのかなと。業者に頼んでるときもあるという御答弁がありました。やはりもう少し業者に頼むべきところもあるのかなという感じもします。限られた予算ですので、今後何とか予算確保して、もう少し業者さんに頼んでもいいのかなというところを御検討いただけたらなというところがあります。情報発信についてはInstagram、インターネットを使って、今後もどんどん発信するという御答弁がありました。ありがとうございます。烏土塚古墳は国の指定というところで、何とか補助とか出ないのかなというところも感じております。

やっぱり来ていただくためには、安心安全に住民の皆様、観光の皆様に来ていただきたいので、しっかり道の整備とか危険がないように、また烏土塚古墳はしっかりした大きな石を積んでの立派な古墳でございます。大雨とかがもし降った場合に、横の土が流れたりとかそういうのも少し気にはなっているところです。今の部分で、今後どのような維持管理計画を立てているのか、ちょっとお聞かせください。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、質問にお答えさせていただきます。

古墳の維持管理について、もっと予算要求してはどうかというような内容の質問を頂いております。毎年、古墳の維持管理については、相当額を当初予算で計上させていただいて、それは業者発注による、職員がなかなかできない高い石垣の雑草とかそういうものの除去に使っております。それ以外については、先ほどの答弁にも申し上げましたとおり、住民協働の観点から、史蹟を守る会の方々、また観光ボランティアガイドの方々の御協力を得ながらですね、今回のように烏土塚古墳の整備をさせていただいたところです。今後におきましてもですね、やはりそういった町行政だけではなかなかできない部分について、本当に住民の皆様の御協力を得ながらですね、烏土塚古墳に限らずですね、町全体の古墳の維持作業についてもお手伝いしていただきたい、そういう方向でやっていきたいと思っております。

それと烏土塚古墳の大雨時のことで、ちょっと土が流れているとかそういうような御質問も頂きました。烏土塚古墳については、令和2年にですね、古墳の石室の天井からちょっと墳丘部の土砂が一部、土砂を含む雨漏りがあると、そういうような状況が発生しております。その対応につきましては、令和2年8月から、まず墳頂部を防水シートによる養生を行って水の侵入を抑える、その後、わらシートを貼りまして、わらからちょっと草が生えてくるんですけども、その草が生えることによって石室のほうへ水が漏れるのを防ぐと、そういうような対策工事を実施しております。現在のところですね、相当の大雨時以外は水漏れも止まっておると、そういうような状況でございます。こういった維持補修につきましては、金額的なことも含めて、国の補助事業というものもは少額な場合についてはなかなか補助採択にはなり得ない部分もあるんですけども、町職員とですね、ボランティアガイドの方々の協力によって、可能な限り維持管理に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

ありがとうございます。防水シート、わらのシート、たくさん工夫して、ボランティアの皆様の力も借りて、自助の努力でされているということはこの前も見まして感じました。今後も本当に限られた予算でやっていかなあかな

と、私自身も痛感しました。何とかボランティアの皆様のお力もお借りして進めていけたらいいなと感じました。今後とも町職員の皆様のお力もお借りして頑張っていきたいなと。今後ともよろしくお願いいたします。この質問は結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、議員の二つ目の椿井城跡についての維持管理と観光地としての今まで以上の活用についての御質問にお答えいたします。

現在、平群町では、椿井春日神社横から椿井城跡の山頂までの椿井散策道の草刈りや倒木撤去等の管理を椿井城跡整備管理組合と委託契約を結び、維持管理をしております。また、狭くなった登城道においては、行政が地元や団体等と連携して修繕作業を行っております。

観光資源としての活用としては、戦国武将、嶋左近ゆかりの城跡として、信貴山城跡とともに観光パンフレットや観光ホームページ内でも紹介し、平群町制50周年町勢要覧内でも大きく取り上げています。また、南郭山頂には大のぼりを常設し、視覚的なプロモーションの実施や間伐材を利用したベンチの設置を行っております。今後は山頂付近の管理を中心に、平群谷の眺望の確保と各種ハイキングツアーイベントを継続し、今年度制作予定の松永久秀の武将印に続き、令和4年には嶋左近の武将印の制作を企画しており、平群町ゆかりの椿井城及び嶋左近のPRを行っていく予定であります。武将印といいますのは、お寺や神社なんかの御朱印がありますが、そういったものに倣ったもので、武将をピックアップして御朱印のようなものを作ると。これが割と全国的に人気がございますので、そういったものを作ってPRしていきたいというようなことを予定しております。

以上です。

○議長

岩崎議員。

○1番

御答弁ありがとうございます。日頃からボランティアの皆様、椿井城跡整備管理組合の皆様、職員の皆様、大変御努力されてるんだなと。この前、山を登って見てきました。しっかりした道になってました。安全もすごく確保されてるなど。細い道の部分でも土のうを積んだりね、なかなか山の地形ですから、その形を変えるっていうのは難しいなと思うんですけども、そこは工夫されて、しっかりした整備をされてるなというのはすごく感じました。今後ね、

武将印というものを作られるというところで、面白いなど。ラインの嶋左近の判こもすごくいいよということで、好評でございます。今後の観光発信に向けて、素晴らしい努力をされているんだと感じました。やっぱり安心安全に住民の皆様、観光に来られた皆様に山を登っていただくためにも、日頃の今までやってきたことを今後も続けなければならないというところでございますが、ボランティアの方から一つ言われたのは、やっぱり年齢的な部分でしんどくなってるっていう話も聞きました。何とか平群の若い方の力をお借りしながらやっていかないけないなというのを痛感しております。

もう一つ、立派な案内看板を見てきました。すごくきれいに整備されてしっかりした看板で、中身の案内もすごく分かりやすくできてるんだなというのも見えました。もう一つ、少しずつ何と申しますか、象徴的な大きな旗もしっかり2本立っておりますし、一つ、嶋左近の何か銅像みたいなものもあれば楽しくなるのかなというのもあります。そういった何か今後の計画があれば教えてください。

○議長

事業部長。

○事業部長

先ほど御答弁させていただきました武将印の計画、これが最新のものですので、それ以降、何かということでは具体的にはないんですが、今後、例えば時代祭りの中のイベントだとかですね、それ以外、道の駅でのイベントだとかそういったものでPRをしていく機会をつくっていきたいと思っております。数少ない観光資源でもありますので、できるだけ活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

岩崎議員。

○1番

ありがとうございます。できるだけ私もそういう草刈り等の参加を今後はしていきたいと思っております。また、皆様の御協力を借りながら、平群町の発展のために頑張っていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

私の一般質問は以上です。

○議長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

午前10時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 10 時 29 分)

再 開 (午前 10 時 40 分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 3 番、議席番号 3 番、山本議員の質問を許可いたします。山本議員。

○ 3 番

議席番号 3 番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております大きく 2 点について質問いたします。

大きく 1 点目、スムーズな申請手続きを目指して。

本町には、日々多くの皆様が各種手続きに訪れて来られます。町内在住の方にも、例えば新たに転入される方や死亡手続きで他府県在住の御遺族等、初めて本庁舎を御利用になられる方もいらっしゃいます。私たちは当然のことながら、各課の配置は頭の中にあるのですが、多くの住民さんや初めて来庁される方は、庁舎正面入り口の右手に掲示されている庁舎案内図を見て、御自身の手続に必要な窓口を探して入場されます。去る 8 月 30 日に、妻の母が菊美台に同居することになりましたが、持病がありましたので代理で転入届を行うために妻とともに役場を訪れました。申請の流れとしては、まず住民生活課の窓口で転入に必要な個人情報を記入し、受付が終了すると次の手続きを行うために各課窓口へ回る順番を書面で受け取り説明を受けました。次に回ったのは経済建設課、次に教育委員会、生活環境係、福祉こども課、税務課、健康保険課の順でした。各課で何度も住所、氏名を記入し、移動する距離は大変長く感じました。各課の配置を知っている私だからこそ迷うことはありませんでしたが、慣れていない場所を巡回することはとても不安で疲れます。議員先生方もお体の不自由な方や妊婦さん、高齢者等の皆様から様々な御要望をお聞きになっていることから、過去の一般質問で窓口一元化やワンストップサービス等を取り上げてこられました。手続で各課窓口へ巡回することが困難な方へは、現在、住民生活課まで担当職員が来て対応されていることは承知しております。庁舎の構造上、あるいはマンパワー不足の現状で流れ作業のような申請やワンストップサービスが困難なことは理解した上で、2 点、質問いたします。

1 点目は、各課の窓口には、現在、天井からつるされた、今年 4 月にリニュー

一アルした大きな看板がありますが、漢字が多く並んでいて少し見づらいと思いました。住民さんの立場になれば、例えば「次は経済建設課窓口へ」と言われるより、「2番窓口へ」と言われたほうが理解しやすいのではないかと思いますので、番号を割り当てて掲示してはいかがでしょうか。視力の弱い方や漢字が苦手な方でも、大きな数字があれば遠くからでも迷うことなく到着できると思います。

2点目は、マーカーラインを床面もしくは壁面へ装着してはいかがでしょうか。大規模病院等で見かける光景ですが、色の違うガムテープを窓口から窓口まで装着することで、目的地の窓口へ誘導することができます。

以上の2点につきまして、御答弁をお願いいたします。

大きく2点目、全世代の孤独死を食い止める施策を。

新型コロナウイルス感染防止対策で、様々なサークルや自治会活動、会議等が中止になり、地域コミュニティーそのものが希薄になってしまいました。独居老人の方々や在宅ワークを強いられた若者、リモート学習をする学生など、全世代にわたり孤独な時間を過ごす人々が全国的に増加しました。そのような中、私事ですが、本年9月、72歳になる私の叔父が東大阪のマンション自室内で孤独死の状態で見つけられました。死因は心筋梗塞で、死後3日から4日経過していたそうです。叔父は生涯独身でしたので、独居老人と言えます。何日も夜通し室内電気が点灯していたこと、換気扇が回り続けていたことを不審に思った近隣の住民の方が警察へ通報してくださったそうです。この訃報が入ったときはとてもつらい思いをしたと同時に、今後の大きな課題になるであろうと、孤独死について調査いたしました。

孤独死という言葉に対しては、法律上の定義や全国のデータは見当たりませんでした。厚生労働省は、孤独かどうかは個人の内面の問題を含んでおり、孤独死をどのように定義するのが難しいとしています。そこで、民間企業が出しているデータを見ますと、事件性がなく誰にもみとられることなく屋内で死亡し、死後2日以上経過してから発見されることや自宅内で死亡した事実が死後判明に至った一人暮らしの人など、独自の定義で掲載されていました。賃貸物件ベースのデータですので明確とは言えませんが、驚いたのは孤独死をした人の平均年齢は男性で61.6歳、女性で60.7歳で、50代以下は40%を占め、高齢者だけの問題ではないということが分かりました。特に40代から50代が多い背景としましては、雇用の不安定、生涯未婚率の上昇が指摘されております。続いて、孤独死の死因を分類すると、最も多いのは病死で61.5%、不明22.8%、自殺13.7%、事故死2%で、死因の不明が高いのも孤独死の特徴であります。孤独死から発見される平均日数は17日間で、3

日以内の早期発見は39.8%と高いものの、30日以上経過は15.9%に当たります。発見が遅れるケースが増加しているのは、新型コロナウイルス感染拡大で周囲の人々との交流が絶たれたことが一因であるとも指摘されております。

平群町では現在、地域コミュニティーの向上を目指すために、町のホームページには、おおむね65歳以上の高齢者向けの地域支えあい活動ガイドや、年齢性別に関係なく経済的に困りの方へは生活困窮者への支援制度などが掲載されています。全国の自治体が貸与している緊急通報装置も重要であります。倒れたら密室、そういう状況下で装置を作動できるのか、非常に不安でございます。孤独死の増加を食い止めるためには、やはり地域コミュニティーが重要であるとともに、全世代を対象にした行政の安心見守り事業を強化していく必要があると考えます。

そこで、2点質問いたします。

1点目、平群町内で一人住まいの年齢層別の世帯数をお聞きします。

2点目、現在取り組んでおられる町行政の安心見守り事業について、どのような事業があるのか。全世代をフォローできる体制になっているのかを質問いたします。

以上の大きく2点につきまして、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、山本議員の大きな1点目、スムーズな申請手続きを目指してについてお答えをさせていただきます。小さく2点、御質問を頂いておりますので、併せてお答えさせていただきます。

庁舎の案内表示につきましては、以前より様々な方々より御指摘を頂き、来庁された方々がよりスムーズに目的地に向かえるよう改善に試行錯誤を重ね、現在に至っております。現在の案内表示につきましても前年度実施し、色彩による表示により、視覚で捉えていただくよう新たに設置したところでございます。番号表示も追加してはとの御提案でございますが、過去に窓口に番号を表示し案内を促した経緯がございましたが、思うように成果が表れなかったというのが現実でございます。

また、ライン表示を壁面ないし床面に装着してはとの御提案につきましては、庁舎の構造上、より複雑となることも予測され、難しいと考えられますが、議員貴重な御意見、御提案と賜り、今後もよりよい庁舎案内の実現に向け、継続してこの件については検討させていただければと思っております。現在の案内表

示も併せまして、継続していきたいと考えております。

ちなみに、正面入り口付近にてデジタルサイネージを設置し、目的地までの順路を検索できるようになっておりますので、そちらも御利用いただければと思います。いずれにしましても、案内表示のみでは全ての方々がスムーズに目的地に移動することは難しいと思われま。やはり職員による丁寧な案内、対応が第一と考えますので、今後も全職員が来庁される全ての方々に目を向け、住民サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山本議員。

○3 番

御答弁ありがとうございました。この質問をするに当たり、10年ほど遡って一般質問を、皆様のを見させてもらったのですが、番号表示についてはちょっと見当たらずで、過去に実施されていたということをお聞きしたところあります。ちょっと私の不勉強で不徳の致すところではありますが、当時の実施時に成果が現れていなかったということは、番号表示をしても申請手続がスムーズに行えなかったということになりますので、これはやはり庁舎の構造上の課題が考えられるのかなと思います。

また、私の提案したマーカーラインにつきましても、ラインが複雑になってしまうということで答弁はありましたが、継続して検討することでしたので、ラインを簡素化するには、やはり今の各課の配置ではどうしても交差する部分が出てまいりと思いますので、何を優先するかにもよるんですが、ラインを見やすくするためには各課の配置の異動っていうのも考えられるかということですので、同時に検討していただければと思います。

この課題については、本当に根本的に克服するためには大きな改造が必要であり、やはり何年後になるのか、非常に楽しみにしておりますが、新庁舎の建設のタイミングにはスムーズな申請手続が可能になるように努めていただきたいと思っております。それまでは、この庁舎で住民サービスを行っていくことは新庁舎ができるまでは致し方なく続きますので、庁舎を御利用になる方々にスムーズな手続が行えない理由を説明するよりも、いかに皆様の不便さを解消するかの行動が必要になってくるかと思っております。今、御答弁されたように、丁寧な御案内、そして迅速な対応をマーカーラインの装着も検討していただくのも大切なんですが、引き続き住民さんに対して安全安心な案内ができるような、そういったことをもう少し強調していただきたいと思っております。この件につきましては、構造上の問題等がありますので、これ以上議論してもちょっと前

に進みづらいと思いますので、マーカーラインのことについてはもう一歩進めて検討していただきまして、また近いうちに御返事を頂ければと思います。御答弁は結構です。以上でこの質問は終了します。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山本議員の大きな2項目めの御質問にお答えをさせていただきます。全世代の孤独死を食い止める施策について御質問にお答えをさせていただきます。

孤独死については、近年、高齢化社会や核家族化の進展に伴い、高齢者に限らず、お一人住まいの方が増加傾向にある中、2000年頃から社会問題として深刻化しており、孤独死や独居死を防ぐための地域づくりが大きな課題となっております。

そこで、まず1点目の御質問でございます。平群町内で、一人住まいの年齢別の世帯数についてでございます。

65歳以上の世帯数は、福祉こども課で管理しております福祉名簿では、現在949世帯で、そのうち75歳以上の方は638世帯となっております。また、65歳未満の世帯につきましては、令和2年の国勢調査を参考にしておりますが、500世帯となっております。全体といたしまして、平群町では、一人住まいの世帯数は約1,500世帯というふうになってございます。

次に、2点目の現在取り組んでいます安心見守り事業の内容及びフォロー体制についてでございます。

高齢者に関しましては、平群町介護保険事業計画、高齢者福祉計画において、「人・心・地域 つながる福祉のまち へぐり」を基本理念としており、様々なつながりの取組を行っております。主な取組の内容といたしましては、民生児童委員による地域の見守り活動では、地域の事情に詳しい民生児童委員の方が全世帯を対象に地域の方からの相談を受け、必要に応じて助言や行政につなぐなど、日々地域の見守り活動を行っていただいております。また、おおむね65歳以上のお一人世帯もしくは高齢者世帯を対象とした取組といたしまして、平群町安心見守り事業では、希望される方に登録をしていただき、地域支え合い推進員の方が定期的に訪問や電話などで継続的な見守りを行っており、食の自立支援サービスでは、対面で昼食を受け渡しすることによりまして、高齢者の方の食の自立と安否確認を兼ね備えたサービスとなっております。また、平群町緊急通報サービス事業におきましては、24時間、緊急時のほか日常の健康相談などに対応しており、月1回コールセンターからの現

況の確認によりまして、見守り事業としても御利用いただいております。そのほか町の社会福祉協議会では、コミュニティーソーシャルワーカーが地域の身近な相談員といたしまして各自治会を訪問し、地域で困っておられる方を支援するため様々な相談に対応し、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでおるところでございます。今後におきましては、平群町地域福祉計画では、基本目標といたしまして、「生活困窮や孤立など、さまざまな問題を解決できるまち」としており、高齢者以外の方の孤独死を食い止める施策につきましても、地域全体で見守ることが重要であり、どのような見守り体制が有効であるか、地域に密着した民生児童委員の方や小地域ネットワーク、自治会などとも連携をしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山本議員。

○ 3 番

まず、御答弁ありがとうございました。今、御説明していただきまして、1点目の独居世帯数と年齢層別ですが、整理しますと、11月末現在の町内全8,114世帯があるんですが、そのうち福祉名簿と国勢調査参考値を合わせた一人住まいの世帯数が約1,500世帯ですので、本当に約18%相当に及びます。およそ5件に1件が独居であるっていう現状に、聞いて大変驚いたわけですが、令和2年度の国勢調査から約500世帯と推定されましたが、このたび内閣官房では人々のつながりに関する基礎調査というものを実施しております。調査期間は本年11月25日から来年の1月21日までとし、全国の16歳以上の2万人を無作為抽選で選んで回答を収集しております。国を挙げて人のつながりに関する実態を把握し、政府全体における関連行政施策の基礎資料を得るための調査であり、孤独死が大きな課題になっていることが言えます。

2点目のフォロー体制についてですが、様々な事業計画や福祉計画に基づきながら各ネットワーク、そして団体と連携して安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいただいております。社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカーにつきましては、食の支援を通じて、平群町の住民さん同士で助け合いの気持ちをつなぐという活動を、本年5月の議会だよりの町の話題で取上げさせていただきました。先ほどの御答弁で、今後どのような見守り体制が有効であるのか、民生児童委員さんであるとか小地域ネットワーク、自治会とも連携しながら検討すべきと述べられましたが、独居世帯であって、地域コミュニティーに参加されない方、そして拒否される方、困窮状態であっても助けを求

める声を出さない方、隣人同士でも把握できない方など、孤立世帯の把握が大変重要であると私は考えています。

そこで再質問しますが、先ほど福祉名簿上の949世帯については、住所や氏名はおおむね把握できると思いますが、国勢調査参考の約500世帯、この世帯の詳細は把握できてるのでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

国勢調査の調査に基づきます、お一人世帯の詳細の把握というところでございますが、65歳未満のお一人住まいの世帯、先ほど答弁で約500世帯というふうに申し上げましたが、あくまで国勢調査の世帯を参考にした回答でございますので、現在、住所等の詳細等については把握ができていない状況となっております。

以上です。

○議長

山本議員。

○3番

御答弁ありがとうございました。町がやはり把握できてないということは、本当に非常に危険な状態であり、孤独死を食い止めることは到底、言い方は悪いですが、無理ではないかと思えます。この際ですね、特別職の地方公務員である民生委員さんの、今までも御協力を頂いておりますが、なおさらの御協力を頂いて、地区担当の徹底調査を行うことを提案したいと思えます。現在の見守り事業は、おおむね65歳以上が対象になっておりますので、全世代をフォローするにはやはり地元に着している民生委員さんのお力が不可欠であると思えます。ただ、民生委員さんも非常にお忙しくされておりますので、個人情報の調査については難色を示される可能性はないとは言い切れませんが、ここは住民さんの命を守るため、ましてやコロナ禍においての影響を考えた場合、なおさら今以上に活動を強化していただきたいと思えます。

身内を亡くした今、親族として私ももっとほかにできることはなかったのかなと非常に後悔しています。この平群町内では、誰一人として孤独死を出さないように、また他府県の親族が私と同じような思いをされないように、確実な実態調査を強く要望しまして、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長

それでは、山本議員の一般質問をこれで終わります。

午前 11 時 15 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11 時 04 分)

再 開 (午前 11 時 15 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 4 番、議席番号 9 番、山田議員の質問を許可いたします。山田議員。

○ 9 番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。町内ボランティア団体及びその活動について、平群中学校のクラブ活動について、大きく 2 点についてお伺いいたします。

まず、平群町のボランティア団体及び協力いただいている活動状況についてお伺いいたします。

ボランティアとは、そもそも明確な定義で表現することは難しいところですが、一般的には「自主的に行う無償の社会貢献活動のことであり、もともとは志願者や奉仕者という意味の言葉である」とのことです。誰かに強制されるのではなく、自ら進んで行うという面でもその思想は受け継がれており、困っている人を助けたり、環境や動物を保護したりといった幅広い活動がボランティアとして行われていると言われていています。平群町のボランティア活動も、その活動内容は多種多様であり、平群町にとっても様々な状況、様々な場所でお力をお借りし、お世話になっている状況ですが、あまりに多方面に及んでいる現状であり、それぞれ所管の部署で統括されているんだと思いますが、町として、果たしてその全ての実情を把握されているのかどうか疑問です。平群町にとっては、全てが財政的支援につながるものといえ、おもてなしや観光 P R、子どもの見守り等人的補助、災害や防災等の備えに対する労働的補助、町行事や催しに対する支援的補助等、町にとって不可欠な部分で補助いただいている内容であり、必要性・重要度や依存度も高いように思われます。そもそもボランティア活動をされている方々は様々であり、長年かけて築いてこられた技能・技術や知識、以前からの思い等もあり、関わってみたかったことや趣味を生か

せる活動など、自分のできることを誰かのため、社会のために奉仕したい等、いろいろな思いで活動されている方々がおられると思いますが、町はその方々の思い、活動を十分に理解した上でサポートを受け、有意義な活動の補助等、感謝を込めた対応になっているのでしょうか、疑問です。

そこで、5点質問いたします。

①無償ボランティア団体の総数及びそれぞれの会員数は。

②有償ボランティアという言葉もありますが、現在そのような団体にお世話になっている状況はあるのでしょうか。あるのであれば、その活動及び総数並びにそれぞれの会員数は。

③学校ボランティア・図書ボランティア等、町主導で募ったボランティアの総数及びそれぞれの会員数は。

④町がその都度募るボランティア活動（クリーンキャンペーン、愛護デー活動等）はどのようなになっていますか。

⑤最近のボランティア会員の推移と今後のボランティア組織の方向性というか、今後の町との連携はどのように考えておられるのでしょうか。

大きな2点目は、平群中学校のクラブ活動についてお伺いします。

中学校のクラブ活動は、文化系とスポーツ系の二つに大きく分かれ、それぞれの生徒が自分の特色、得意分野に分かれ、クラブ活動を通していろいろな知識の習得や経験をすることは将来に向けての糧になる、何かをつかむということにも、勉強という一つの目的が存在しているんだと思います。その意味では、文化・スポーツのどちらも重要かつ大切であると思いますが、今回は平群中学校のスポーツクラブの活動についてお聞きしたいと思います。

2019年度、令和元年度のスポーツ庁発表による全国体力・運動能力、運動習慣等調査（全国体力テスト）の結果、体力合計点は小中学生の男女ともに前年度から低下し、小学生男子は調査開始以来、過去最低を記録したとのことであり、国公立学校、私立学校の小学5年生と中学2年生を対象とした実技8種目による全国体力テストの報告では、体力合計点の平均は小学校の男子53.6点、前年度比0.6ポイント減、女子55.6点、同0.3ポイント減。中学校の男子41.6点、同0.6ポイント減、女子50.0点、同0.4ポイント減。小中学生の男女ともに前年度より低下した。小中学生ともに男子の低下が大きく、特に小学生男子は2008年度の調査開始以来、過去最低の数値となった。体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が420分以上である児童・生徒の割合は、小学校の男子51.4%、前年度比2.6ポイント減、女子30.0%、同0.6ポイント減。中学校の男子82.1%、同1.8ポイント減、女子60.4%、同1.1ポイント減。小中学生の男女ともに前年度より

減少した。一方、1週間の運動時間が420分以上の男子生徒と420分未満の男子生徒を比較すると、420分以上の男子生徒のほうが体力合計点は高い傾向にあった。体力合計点の差は小学校の男子で8.3ポイント、女子で6.3ポイント。中学生の男子で10.1ポイント、女子で11.6ポイントになった。スクリーンタイムは、平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機などによる映像の視聴時間のことですが、スクリーンタイムは小中学生ともに増加しており、特に男子が長時間化している。体力・運動能力との関係を見ると、スクリーンタイムが長時間になると体力合計点が低下する傾向にあったとの発表であり、心身ともに成長期である時期の体力が低下してきているということであるようです。

そのような現状の中、去る9月議会では、平群中学校テニス部のテニスコートの用地部分の借地の返還が議案に上程され、平群中学校男子テニス部が廃部になることが明らかになりました。その理由は、クラブ員の減少によるものとのことでしたが、少子化の中、生徒数の減少とともにスポーツクラブに所属する生徒数も減少することは一定理解できます。事実、令和3年度の平群町在住の中学生人口は432人、5年前の平成28年度の中学生人口は503人、10年前の平成23年度の中学生人口は514人、15年前の平成18年度は541人、20年前の平成13年度は649人となっており、それぞれ比較すると5年前より71人、10年前より82人、15年前より109人、20年前より217人の減となっていますが、スポーツクラブに所属する生徒の割合はどのように変化しているのでしょうか。また、先生方の働き方改革等によるクラブ活動の時間短縮や顧問不足によるクラブ活動数の減少という状況はないのでしょうか。

一方、中学生にとってクラブ活動は何よりも優先されるべきではなく、勉強やその他のことにも時間を費やす必要もある中、昨今、水曜日は全てのクラブ活動を休止する日もあるとのことであり、そのことも大切であると思います。しかし、古い時代の考えと言われるかもしれませんが、クラブ活動を通して先輩後輩の関係から学ぶ、人を敬う心や先輩を慕い後輩を見守り育てる心等を学ぶことは、将来社会に出て順応するためにも塾や家庭の中で経験できない部分の一つを学習する大切な時間であると思います。

そこで、6点質問します。

①5年、10年、15年、20年前と現在の生徒数と全てのクラブ数はどのように変化しているのでしょうか。

②5年、10年、15年、20年前と現在、それぞれのスポーツクラブ数と所属する生徒数はどのような状況になっているのでしょうか。

③クラブ数が減少している理由は、生徒数の減少以外に何か別の要因もあるのでしょうか。指導者、顧問の先生方が不足しているという問題はないのでしょうか。

④土日の練習や遠征試合については、どのように対応されているのでしょうか。

⑤教師以外の外部コーチ、例えばくまがしクラブやスポーツ協会などの協力を頂き、指導者の登録制も含め配備を考えてはいかがでしょうか。

以上、大きく2点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山田議員の大きな1項目めでございます。町内のボランティア団体とその活動について、私のほうから、御質問いただきました1点目の無償ボランティアの団体、2点目の有償ボランティアの団体と、その活動内容等につきましてお答えを申し上げます。

初めに、平群町のボランティア団体の状況につきましては、議員お述べのように、多種多様な活動をされており、全てのボランティア団体の把握は困難であるため、町の社会福祉協議会で令和3年度にボランティア登録をされておられます26団体の状況についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の無償ボランティア団体についてでございます。無償ボランティアの団体数は、26団体のうち6団体でございます。全体の会員数が80名となっておりまして、1団体当たり平均13名の会員数となっております。

次に、2点目の有償ボランティア団体についてでございますが、有償ボランティアの団体につきましては、材料費や交通費など少額な実費相当分が必要な団体ということで、26団体のうち20団体でございます。全体の会員数といたしましては343名、1団体当たり平均17名となっております。

その有償ボランティア団体の活動の内容でございますが、多岐にわたっておりますため、幾つかの団体を上げさせていただきたいと存じます。まず一つ目でございますが、「平群町観光ボランティアガイドの会」でございます。会員数27名ということで、活動の内容につきましては、町内の史跡や文化財、自然などを広める活動を行っておられます。次に「手話の会 あゆみ」でございます。会員数が27名で、活動内容といたしましては聴覚障がい者の方への手話通訳などの活動を行っておられます。次に「OHPめぐり」でございます。会員数12名で、活動内容といたしましては、聴覚障がい者の方への要約筆記の活動ということで、活動いただいております。次に「地域食堂

おかえり」でございます。会員数が2名で、主な活動といたしましては、地域食堂ということで、様々な年代の方が御一緒に食事をしていただける交流活動を行っておられます。次に「草刈りボランティア 若葉台」でございます。会員数26名で、活動内容といたしましては、春秋の環境愛護デーの参加であったり、また自治会内の草刈り等の活動を行っておられます。最後になりますが、「平群町茶道愛好会」でございます。会員数11名で、活動内容につきましては、町内の各種行事におけるお茶席の開催、また、こども園などにおけるこども茶道教室の開催などを行っていただいております。このほかにも多岐にわたり様々な活動をしていただいております。また、このほかにもボランティア登録をされていない団体や個人的なボランティア活動というのも多数あると考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

続いて、3点目の学校ボランティア・図書ボランティア等、町主導に募ったボランティアの総数及びそれぞれの会員数について、教育委員会よりお答え申し上げます。

令和3年度の学校・こども園関係では、学校・園の支援ボランティアが207人、この内訳で小学校162人、中学校15人、こども園30人でございます。大学等の学生支援ボランティアが5大学で10人の登録を頂いております。次に、町立図書館関係では、ボランティアサポーター、これは、あすのすボランティアといいますが、毎年40人の登録を頂いております。総合文化センター関係では、緑のサポーターとして17人の登録を頂いております。

以上でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

では、私のほうからは4点目、5点目についてお答えをさせていただきます。

4点目の質問でございますが、町がその都度募る活動についてということでございまして、まず9月に実施している、ふるさとへぐりクリーンアップ作戦、それから環境愛護デー、これは自治会を介しての作業ということでございます。それから3月に実施している、これもふるさとへぐりクリーンアップ作戦ということで、大和川の一斉清掃ということでございます。また、随時の活動としまして、“山のぼっけ”花いっぱいサポータークラブがあります。

それから、5点目の御質問でございます。

会員の推移と今後の方向性、今後の連携ということなんですけども、ボランティア会員の推移についての御質問ですが、各ボランティア団体の推移につきましては、役場では把握はしておらないというところでございます。大半の団体が減少傾向にあるものと認識しております。その要因としましては、以前なら社会貢献に意欲と興味があった方で、会社勤めで時間がなく参加できなかったが、定年退職等による現役リタイアを契機として会員になっていただき、精力的にボランティア活動をされていたのですが、昨今の定年延長や再任用制度などに伴い、現役世代を卒業される年齢も延長になってきたことから、新規会員が減少にあるものと考えられます。また、さらに近年のコロナ禍により活動の自粛や地域コミュニティーの希薄化が進んできたことにより、より一層会員の減少に拍車がかかっているものではないかと懸念してるところもあります。

次に、連携についてですが、第5次総合計画におきまして「住民参加の仕組みづくり」を重点施策と掲げており、住民の行動に対して行政が協働していくための新たな制度や仕組みづくりが課題となっていたことから、第5次総合計画まちづくりシンポジウムを平成28年1月に開催する中で、町内のボランティア活動等をされている皆様からの事例発表や活動報告を通じて、まちづくりへの関心を高めていただき、ボランティア活動参加の動機づけとなるような施策も講じてまいりました。いずれにいたしましても、今後も持続可能な行政運営を行って行く中で、行政と町民との協働のまちづくりは必要不可欠なものであり、ボランティア活動へ参加しやすい仕組みづくりについて、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○9番

ありがとうございます。それでは、再質問を何点かさせていただきます。

まず①、②についてですが、社協の登録が26団体、総勢でいうと420人ぐらいなのかな、重複されてる方もおられると思うんですけど、延べでいくと。無償ボランティアが、うち6団体ということなんですけど、この6団体っていうのは内訳はどういうものがあるのかなというのが1点目。

②のほうについてはね、この有償ボランティアという言葉自身が私もなかなか理解がしにくいんですが、有償ボランティアの中でもいろいろ聞いてますと、例えば資材を提供されるとか、あと謝礼とか報酬であったりということいろいろと分かれると思うんですけど、その資材の費用であったりというのは、負担

者っていうのはどのようになっているか、社協のほうから出てるのかなと思うんですが、その辺の確認をしたいというのが1点。

それから③について、学校ボランティア207人と大学生が10人ということですが、この内訳、例えば子ども見守り隊とか草刈りボランティア等もあると思うんですが、どういうボランティアとして、重なってる方もおられると思うんですが、その内訳というのはどうなってますか。

また、図書ボランティア・学校ボランティアも含めてですけども、資材費も必要だと思うんですが、その資材等の負担や報酬、謝礼というのはどういう状況になっているんでしょうか。

それから、④の中でクリーンキャンペーンがその都度いろんな団体、業者も含めてお願いをされて集まって、事業者も含めて奈良県全体としても対応されている部分もあると思うんですけども、そのときの資材は当然、軍手等、いろいろな必要な部分については町なり、県なりから負担されると。また、愛護デーについては、みんな分かっているように自治会を通してお願いをされて、資材の提供もごみの処理も町のほうで負担されてるということなんですけども、花いっぱいサポータークラブというのが、プランターというんですか、よくいろんな場所に設置していただいているんですが、この資材費等の負担はどうなっているのか。まず④点までお答えいただきたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目でお答えをさせていただきました無償ボランティア団体の活動というのはどういうものか、どういう団体なのかというところでございます。まず、無償のボランティア団体というのは、先ほど御答弁申し上げましたように6団体でございます。主な中身といたしましては、手話・点字サークルの方であったりとか、あとコーラス活動や慰問活動をされてる方、図書館ボランティアでもそういうふうな絵本や紙芝居の講演をされておられる方とかいうことで、基本的に何と申しますか、御自身の役務を提供されることだけのボランティア活動をされておられる方につきましては、先ほど申し上げました実費的なもの、資材であるとか材料費であるとかそういったものが基本的には発生されないような活動をされておられる団体につきましては、無償でのボランティア活動ということで、現在活動をされておられるということでございます。

逆に言いましたら、有償ボランティアの方、②の資材支給等の御質問になりますが、ボランティア活動の中でも、一定そういった資材等が必要なものにつ

いては支給をさせていただくというのもございますし、あと材料費等について、その分のみが有償という形で団体のほうを受け取られて、その活動に充てておられるというのが基本的な有償ボランティアの考え方であろうかというふう
に、我々のほうも理解をしておるところでございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

教育委員会から答弁させていただきます。

先ほどボランティアの内訳について御質問いただいております。学校・園支援ボランティアの活動の内訳ですけれども、まず登下校の見守りというものがござ
います。それ以外に環境整備としまして、学校の花壇の手入れや草引き、あと学校図書館の整備ということで図書整理、また家庭科支援ということで内容的にはミシンとか調理実習の補助と、そういうような内容もござ
います。あと校外学習とか野外活動の引率というものもござ
います。続いて、あすのすボランティアですけれども、これは図書館内の図書の整理とか、いわゆる図書館全体の環境整備とかイベントのお手伝い、そういうものに御協力していただ
いております。それと、緑のサポーターですね、これは文化センター関係ですけれども、主にはどんぐり広場、駐車場の植栽の草引き、草花の手入れをしていただ
いております。参考に、今文化センターの正面入り口の右手のほうに、バラがきれいに咲いておりますけれども、これにつきましても、緑のサポーターの方の御協
力を得ているものでございます。

それと、2点目の再質問でございますけれども、ボランティアの活動に対して資材補助はどうか、また謝礼は発生しているのかということについての御質問
でございました。

まず、謝礼については支払いはしておりません。それと資材補助の関係ですけれども、学校・園の支援ボランティアの方に対しては、環境整備用ということ
で、草刈り機の刃とか除草剤、あと鎌とか軍手など、そういった消耗品的なものを支給させていただいております。図書ボランティアに関しても、館内の整理
ということで画用紙とかコピー用紙とかそういうものの支給でございます。最後ですね、緑のサポーターの方に対しましては、花の支柱とか苗とか肥料、竹ぼうき
とかそういったものを支給させていただいております。

以上でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

“山のぽっけ”花いっぱいサポータークラブに関してですが、これにつきましては、団体数として、ここに7団体ございます。基本的には花代、肥料代、あるいは種子代なんかを町が支出している場合もありますが、基本的に自主的に調達されてるというところなんです。令和3年度でいいますと、4団体に対して花の種子代等を補助しております。合計額としましては、令和3年度では7万7,000円ほどの支出をしております。それぞれのものについては、各団体とも自己調達する部分も結構多いというふうに聞いております。

○議長

山田議員。

○9番

無償ボランティアの6団体っていうのは資材が必要なく、役務を提供していただいているということで理解するんですが、この有償ボランティアという中身については資材費や謝礼、あと利用者負担というの、ボランティアを利用された負担というのもあるということで、あと奉仕に伴う賃金的な謝礼というのがあるんでね、これは区分割をしとく必要があるんじゃないかなと思うんですよ。資材を提供するのと、私はその方がいいとか悪いとかいう問題じゃなしに、今後ほかの団体が利用されるときに、その趣旨とそのことについて理解することも必要なんでね。

お答えいただいてないのが、この負担はどこがするんだっていう、先ほど質問したんですけど、それをお答えいただいてないんで、どこが負担しているのかというのでお答えいただきたいのと、今後は区分、資材なのか何なのか、どういう有償ボランティアなのかっていうのを今できているのであればいいんですが、やっぱり分けておく必要があるのかなっていうふうに思いますんで、その点についてどう思われるか。

あと、学校ボランティア、花いっぱい運動については、これで結構なんですけど、花いっぱいサポータークラブについては、何か分からない理由があるんでしょうけど、4団体に対しては町が負担して、3団体は自主的に調達されてるということなんで、その辺は町のために公共的なためにもやっていただいているんで、あんまり負担をかけないように統一されていく方向でやられてはいいのかなと思うので、このことについては答弁は結構です。

それから、5点目なんですけど、ボランティアをしていただく方が定年延長や再任用制度に伴って減少しているということで、それはそれで仕方ない社会情勢なのかもわかりませんが、今のお話をずっと聞いてましても、社協や事業部等でいろいろなところで、その都度ボランティアの方をお願いしてるというのは理解できるんですが、細かなその方々の連携については担当部署でいいと

思うんですけど、政策推進課等によってですね、今後はそれぞれの活動支援や連携は部署でやるとしても、町に関わってくる全ての団体の把握としては整理していく必要があるのではないかと。そうしながら幅広く、町としてボランティアの方々の募集をしていくということも必要だと思うんです、今後ね。そのことについて、⑤について答弁をお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。ちょっと答弁が漏れておりまして申し訳ございませんでした。

まず、1点目の負担を誰がするのかというところでございます。先ほど申し上げました有償ボランティアの方たちが一定活動されるということで、それに関わっての費用が発生をするということでございます。その費用につきましても、基本的にはボランティアの役務を受けられた方が負担をするというのが大原則かなというふうに思っておりますので、そういうふうなボランティア活動に対しまして一定の益を受けられた方、行為を受けられた方がそれに対しての費用ということで負担をされるというのが大原則でございますし、また、そのような対応してるところでございます。

次に、有償・無償の区分でございますが、この区分につきましては、今回は26団体ということで、社会福祉協議会のほうが把握をしてる団体としたわけでございます。今回、御説明申し上げました有償・無償の区分につきましては、ある一定何がしかの材料費であれ、資材費であれ、一定の金銭の収受があるというふうなことのみをもって判断をさせていただいたところでございますので、今おっしゃっていただきましたように、資材費であったり、活動に必要な最低限の資材であったりとかそういったものについては、当然活動するための一つの経費でございますので、そこまでを有償とするのかどうかというふうな御質問であろうかと思っておりますので、そこについては、また改めて整理もしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、5点目についての質問を頂きました。

全ての団体の把握をすべきではないかという御質問でございまして、平群町内におきまして活動されるボランティア団体を町として把握する、このことに

つきましては必要であろうというふうに考えておるところでございます。それから、ボランティア団体の実際にやっていただく活動なんですけども、連携の窓口につきましては、従来どおり各課ということでもいいのかなと考えておりますが、今後ボランティア団体の加入促進も含めまして、例えば町の広報紙など町内のボランティア団体の一覧を掲載し、住民の方に団体を知っていただいて、ボランティア活動に御参加いただけることにつながるような取組というのにも検討していけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

山田議員。

○9 番

有償ボランティアの件ですけどね、役務を受けた人っていう答弁でしたけど、現実的には、団体名は言いませんけど、社協がお支払いになってる部分もあるわけですよ。公共性の高い部分であるのかなとは思うんですけどね。その辺のことも含めて整理をしていただきたいなっていうふうに思いますので、答弁は結構です。

町として、政策推進課等で把握するというのは、いざいろいろな災害等が起きたいろんなときにですね、素早くボランティアの方々にもお願いするシステムをつくる一つとしてもですね、町として全体を掌握というんですか、掌握という言葉が正しいのかどうか分かりませんが、しっかりと把握していくという必要があるので、よろしく願いをしておきます。答弁は結構です。これでこの質問は終わります。次をよろしくお願ひします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、山田議員御質問の大きな2項目め、平群中学校のクラブ活動についてお答えいたします。

1点目の5年、10年、15年、20年前と現在の生徒数とクラブ数はどのように変化しているかですが、まず現在の生徒数は382人、クラブ数は16、5年前の生徒数は421人、クラブ数は17、10年前の生徒数、クラブ数は不明ですが、15年前の生徒数は493人、クラブ数は19、20年前の生徒数、クラブ数は不明となっています。

2点目の5年、10年、15年、20年前と現在、それぞれのスポーツクラブ数と所属する生徒数はどのような状況になっているかについては、現在のスポーツクラブ数は11で、部員数は196人、5年前のスポーツクラブ数は1

2で、部員数は不明、10年前のスポーツクラブ数、部員数は不明、15年前のスポーツクラブ数は13、部員数は不明、20年前のスポーツクラブ数、部員数も不明となっています。

3点目のクラブ数が減少している理由は、生徒数の減少以外に何か別の原因はあるのか、また指導者、顧問の先生が不足しているという問題はないかについてですが、クラブ数の減少は生徒数の減少によるものです。また、部活動は基本的に2人以上の顧問教員の配置が必要としていますが、生徒数の減少に伴い教員定員も減となることや、専門で部活を見れる教員がいないことも併せて、顧問教員が不足する状況となっています。

続いて、4点目の土日の練習や遠征試合についてどのように対応しているかについてですが、顧問教員が引率・指導などを行っています。

5点目の教師以外の外部コーチ、例えばくまがしクラブ、スポーツ協会などの協力を頂き、指導者の配備を考えてはどうかについてですが、部活動がよりよく運営できるよう部活動指導員配置に係る県の補助事業の採択を受けて、平成30年9月から部活動指導員を配置しています。本年度においても、くまがしクラブ等の御協力を得ながら、3名の部活指導員を配置しており、以前よりボランティアで部活指導を行っていただいている方々にも継続して指導していただいております。引き続き県の補助制度の活用やボランティアの方との人的なつながりも生かし、部活の安定的な運営ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○9番

それでは、順次再質問します。

この人数を見ますと、人口統計からして大体50人ぐらいが平群中学以外の学校に通ってる生徒さんもおられるということも出てくるわけですが、それはそれとしてですね。生徒数が減ってきている、人口、少子化も含めてですね、そういう問題は全国的な問題なんですけど、それによってクラブ数も減ってきてるっていうのが改めて見えてきたわけなんですけども、令和3年度の①、②を通してですが、クラブ数が11で、スポーツクラブに所属してるのが196人ということで51.3%になるんですかね。約半数の方がスポーツクラブ以外の、年度は不明なんですけど、令和3年度しか分からないということで、この51.3%というのは全国的に高いのか低いのかちょっと分かりませんが、いろんなことの統計から平群町の状況も調べていくためにもね、今後そういう資料というのか、統計ができるような資料は今後残しておく必要があると思うんで

すが、そのことについてはどう思われるのか、お答えを頂きたい。

あと、クラブ数が減少している理由というのと、土日の練習や遠征試合についてなんですが、③、④ですが、基本的に2人以上の顧問の先生が必要というのは、これは学校の方針なのかなど。先生にいろんな状況も、お忙しいときもあれば、サブ的にクラブを見るということで、いろいろ兼務されている先生もおられるということを知ったので、先生方も大変多忙であるなど。今、先生の働き方改革も進められて、先生の大きい負担を小さくしようと。土日の遠征練習試合も引率・指導を行わなければならないという大変な状況の中でね、学校としても、昔の話で私は現実がよく分からないんですが、そういった2人の先生がクラブの責任者として見るだけではなく、平日も土日も含めて、学校内での練習のときには責任教諭を決めて順番に待機をされていて、クラブ活動で何か事故等がある場合もその先生が対応するというか、もう子どもたちだけでクラブ活動をできるような、そんな制度というか、状況も考えていくとか、学校単位での責任者の配置ということも考えていかれてはどうかと思うので、その点についてお答えを頂きたい。

それから⑤ですが、子どもの運動時間と運動能力というのは、先ほども国の調査の中で明らかになったところですが、指導員や顧問の先生方の働き方改革と労力を少なくするというのと、生徒数の減少とともに先生の数も減ることから言いますと、くまがしクラブやスポーツ協会などの連携を取ってということで、今県の補助事業の採択を受けて、平成30年9月から指導員を配置しているということなんですが、もっと先生の負担を軽減するためにもですね、いろんな分野のスポーツ、登録制も含めてですね、外部コーチを優先的に募るというか、お願いするということの制度をつくっていくことも必要ではないか。そのためには、当然、県の補助採択だけではなく、町が負担をしなければならない。「教育に力を入れているまち」というイメージ、そういうイメージだけでなく実際にそうなるためにもですね、町が負担をしていかなければならないと思うんですが、このことについてどうお考えなのでしょう。これはスポーツクラブだけではなく、文化クラブについてもですね、茶道や写真部、英会話とかいろいろなクラブもあると思うんですが、町がコーチとして、指導者として外部から招聘する、誘致するというのも町費で賄うということも必要だと思うんですが、そのことについてお答えを頂けますか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

何点かにわたり御質問いただいています。お答え申し上げたいと思います。

まず、先ほど答弁申しましたけども、資料が不足しておりまして、クラブの数とか部員の数不明ということにつきましては、非常に残念でございますけども、今後ですね、こういった統計資料的なものはきちんと保管できるように努めてまいりたいと思っております。

2点目に、クラブの顧問教員の件ですけども、2人以上を配置しているというのは学校の方針ということでございます。これについてもですね、学校運営の中で、何といいますか、顧問教員の正と副といいますか、それぞれ責任を持ってですね、クラブ活動の指導に当たっていただくという意味も含めて、中学校のクラブ活動の運営の方針ということで、2人以上配置されているということでございます。

それと3点目ですね、クラブ活動に当たって責任教諭を決めてはどうか、また学校単位で責任者を定めてクラブ活動を見てはどうかというような御質問でございますけども、この辺についてはですね、学校現場と十分協議の上、検討してまいりたいと思っております。

そして最後ですね、今、平群町のほうで補助事業も使いながらですね、部活動指導員の配置をしていると、そのような答弁を申し上げたところでございます。県の補助事業以外にもですね、外部コーチを招いて指導に当たってはどうか、もちろん町負担もあるんですけども、そういった方向で考えたかどうかというような御質問であったかと思えます。これにつきましては、町内にはスポーツ活動や文化活動を含め、専門的な知識を持った各種団体がございますので、そういった方々に協力していただくのも非常に有効と考えるところでございます。部活動指導員の件は、教員の働き方改革の観点から、教員のみで部活動の指導を行うのではなく、幅広く地域の人材にも指導者として活躍していただくことと併せて、指導者の育成にも努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議 長

山田議員。

○9 番

ありがとうございます。

1点だけ、教育への投資というのは、財政難というのは理由にできないと思うんで、今後、御答弁いただいた方向も含めて検討いただきたいと思えます。

私の質問はこれで終わります。

○議 長

それでは、山田議員の一般質問をこれで終わります。

午後 1 時 3 0 分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0 時 0 3 分)

再 開 (午後 1 時 3 0 分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 5 番、議席番号 1 2 番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議員。

○ 1 2 番

議長の許可を得ましたので、通告については大きな問題点、4 点を通告しております。町長部局におかれましては、簡単明瞭な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず 1 点目につきまして、デマンドタクシーの運行についてでございます。

既存の公共交通機関等では支援できない高齢者の交通弱者を支える福祉事業として、10 月 1 日よりデマンドタクシーが運行開始されました。また、デマンドタクシーは、高齢者のデマンド（要求、ニーズ）に合わせて運行するサービス形態で、自宅から目的地まで行くことができます。なお、乗り合いのため負担額は少なく、メリットが大きいのが特徴でございます。

そこで、まず 1 点目でございます。登録者数の目標は、令和 2 年度にデマンドタクシー導入に向けて約 7, 200 人にアンケート調査を実施されたところ、1, 500 人の回答があったということで、利用希望者の回答を基に推計された結果、約 1, 300 人を見込まれておりますという報告がございました。また、12 月 13 日現在の登録者数はまず何人ですか。また、現行の登録者数をどのように評価されていますか。

次に 2 点目、長寿会連合会のふれあい新聞によりますと、デマンドタクシーはスタートしましたが、利用状況が低調である。しかし、デマンドタクシーは高齢者の交通弱者向けの移動支援事業と路線を一にするものであり、積極的に利用し運用内容の改善（改善要望に対するアンケート箱をかしのみ荘の中に設置をされる）などに関わっていただいております。そこで、10 月、11 月の利用者数に対する評価はということで、御質問します。よろしく御答弁をお願いいたします。

2 番目、ドローン導入をということでございます。

国土交通省では、災害復旧・復興支援、被災者の救援・救助、平時の施設点検等の公共物の管理や地形測量、気象観測等の多種多様な行政ニーズに適切に対応するために、ドローン開発の加速化を支援しつつ、業務執行上必要となるドローンの早期実装や安全かつ迅速な災害対応、平時における生産性の向上等を目指して「行政ニーズに対応した汎用性の高いドローンの利活用等に係る技術検討会」が国土交通省では開催されております。本町において、自然災害が激甚化する中、被災地における情報の把握や初動対応の迅速化、施設の被害状況の正確な情報の把握、さらには救援活動のスリム軽減や二次災害の防止、公共施設の点検、行方不明者の救助活動、広報活動、まちづくりなど、ドローンは様々な分野に活用することができます。特に緊急事態発生時には、住民の生命・財産を守る一助としてドローンの活躍が大いに期待されているところでございます。ドローンは手軽に購入ができますが、ルールがありまして、いつでもどこでも飛ばすのは法律違反になります。現在、国土交通省の認定を受けた講習団体に受講しなければなりません。導入において、町職員が操縦の技術を取得することが必須であります。

そこでお聞きをいたします。様々な分野に活用することができるドローンを本町に導入すべきと思いますが、いかがお考えですか。

次に3点目、かしのき荘の風呂閉鎖について。

平群町の老人の健康保持と教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に寄与する施設として、昭和57年に老人福祉センターが開所されました。高齢者や各大字の老人クラブ、長寿会連合会など多くの住民が利用されています。今回の質問は、平群町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項には、浴場の利用時間及び利用曜日について記載されています。今年の11月24日に開催されました全員協議会において、町の緊急財政健全化計画では、かしのき荘の風呂閉鎖が検討課題となっています。条例改正は議会の議決が必要ですが、施行規則改正は町長権限で改正ができます。今回かしのき荘の風呂閉鎖が記載されておりましたので、一般質問として取上げをさせていただきました。

開所から約40年が経過しましたが、その間、改修、増築等が行われてまいりました。現状の入浴施設の年間経費は約220万、利用状況は1日20人ぐらい、実人数は40人ぐらいとのことであります。私は入浴施設を閉鎖せず、かしのき荘の利用者がお風呂を利用したくなるような入浴施設に改修すべきと思いますが、そこでお聞きいたします。

1、入浴施設の閉鎖理由は何ですか。

2 点目、入浴施設が改修された経緯について、御報告ください。

第 3、現在の入浴施設の評価はどのように思っておられますか。

4 番目、利用者の意見をどのように集約されておりますか。

5 番目、老朽化したかしのき荘の新築予定はありますか。

以上、よろしく御答弁をお願いします。

その次は、4 点目でございます。平群町空き家等の適正管理条例について。

全国で放置空き家が問題視され、国では空家等対策推進法が平成 26 年 1 月に成立、本町も平成 27 年 10 月 1 日から平群町空き家等の適正管理に関する条例が施行されました。条例の目的は、空き家等の適正な管理及び活用推進を図るため、そのために町及び所有者などの責任を明らかにし、必要な事項を定めて、防犯、防災、衛生、景観などの町民の生活環境を保全、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とされております。特に所有者の責務としては、空き家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう自らの責任において適正な管理に努めなければならない。また、町の責務といたしましては、特定空家等を未然に防止することとともに、適正な管理及び活用促進がなされるよう必要な対策を実施すること。

そこで、特定空家の定義でございますが、1、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険な状況、2 番、著しく衛生上有害となるおそれがある状況、3 番目、景観を損なっている状況、4 番目、その他周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状況等が認められた場合は、特定空家の定義となっております。法に基づく措置の流れといたしましては、所有者を調査し、最終的には最終略式代執行となります。そこまでの勧告発令については、空き家対策協議会に諮問され答申を受けます。

この質問は、今年の 6 月議会に質問いたしました。質問内容と回答では、特に転勤や相続等によって長期不在となり、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空家等の戸数及び苦情と対策状況で質問させていただきました。「町全体の実態把握や定期的な情報収集に至っていない」「町民からの情報を基に把握しているだけである」という御答弁でした。「今後は空き家対策に対する計画の策定が必要であり、協議会の設置に取り組む」また「財政上の問題で調査委託することが難しいことから、速やかに町内全域を目視調査します」という御答弁もありました。2 番目に、適正な課税をすべきであるのに対し、地方税法において、空家等対策の推進に関する特別措置法により、所有者などに対し勧告がなされた土地については、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例が除外されますという規定があります。これに基づいた本町の実績はということで聞きましたが、本町の実績はないということでありました。そこ

で「議員から質問を頂き、適正な課税に向け重要な課題提起と受け止めており、これを機といたしまして、空き家対策事業関係課と連携強化を図ってまいります」と総務部長がお答えになりました。そこで、特定空家等と認定されれば、固定資産税の特例が除外され増額となれば、所有者の認識が変わると思います。よって、その他住宅等が適正に管理されると、私は効果があると伝えておきました。

そこで質問でございます。半年が経過をいたしましたので、調査状況と今後の対策についてお答えをください。

以上、大きく4点について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員御質問の大きな1点目、デマンドタクシーの運行についてお答えさせていただきます。質問を2点いただいております。1点目、2点目の御質問につきまして、併せてお答えをさせていただきます。

12月13日現在、昨日現在ですけれども、登録者数は711人となっております。また、10月の利用者は延べ207人、11月の利用者は延べ258人、合計延べ465人の方々に御利用いただいております。そして、当初計画では、登録者数は約1,300人、利用者数は年間延べ約3,600人の利用を見込んでおりました。月換算しますと約300人でございます。また、将来目標としましては、年間延べ約2万5,000人、月に直しますと約2,000人を目標としております。スタート時におきましては、登録者数、利用者数のいずれにおきましても若干少ない状況でございます。今後、利用者数の増に尽力し、各種団体等への協力要請、広報等でのPR活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

まだ2か月しかたっておりませんので、確実な評価は僕は非常に難しいというふうに思います。しかし、まず登録してもらうことが利用増につながるわけでございます。その件において、今後尽力していくということで御答弁いただきましたので、各種団体、いろんな方に広報を通じていろんなPRをしながら、どうぞひとつよろしく願いをいたします。

このデマンドタクシーは皆さん御存じと思いますが、高齢者の交通弱者の移

動を支える福祉事業の一助としてデマンドタクシーが制度化され、10月1日からされてるわけでございます。より一層充実されますように、ひとつ担当部のほうでよろしく願いをいたします。この件はこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員、大きな2点目、ドローンの導入をについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、自然災害が激甚化する中、被災地における情報の把握や初動対応の迅速化、施設の被害状況の正確な把握、さらには救援活動のスリム軽減や二次災害の防止、公共施設の点検、行方不明者の救助活動、広報活動、まちづくり等にドローンは様々な分野に幅広く活用できることについて認識しております。今回の御提案につきましては、住民の皆様方の生命・財産を守る一助となると認識をしており、ドローン導入の可否につきまして、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

ドローンはどのような役目をするか、住民にとって、住民の生命・財産を守る上においても、非常に重要視されて脚光を浴びてきたわけでございます。それに対して、平群町としては今後ドローンについてはね、導入するかしらないか、その可否についていろんなことを調査するというところで、僕にしたら前向きな御答弁を頂いたなというふうに思います。一刻も早く調査をしていただきましてね、導入に向けて進んでいただきたいなというふうに思います。この件については、また時期を見て再度質問をさせていただきますので、一般質問で取上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。この件については、これで結構でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、馬本議員の大きな3項目めでございます。かしのき荘の風呂の閉鎖につきまして、御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の入浴施設の閉鎖の理由でございます。

本年3月の平群町緊急財政健全化計画におきまして、利用者数が減少し、約

40名の方に限定されている中、毎年の維持費やボイラー、ろ過装置等が老朽化していることを踏まえ、閉鎖の検討とさせていただいたところでございます。

次に、2点目の入浴施設が改修された経緯についてでございます。

大規模な改修といたしましては、平成15年に浴室、脱衣場、トイレの全面的な改修を行っております。また、ボイラーの入替えなども併せてこの時期に行っておるところでございます。現在のところ、毎年、応急的に約20万程度の費用をもって修繕をしておりますが、メーカーからはボイラー、ろ過装置及び周辺機器関連の改修の時期が来ているというふうに聞いておるところでございます。

次に、3点目の入浴施設の評価についてでございます。

長きにわたり御利用いただいている高齢者の方からは、憩いやコミュニケーションの場として好評を頂いてる施設であると考えております。

次に、4点目の利用者の意見についてでございます。

本年4月に、実際に入浴施設を御利用いただいている方にアンケート調査を実施いたしました。38名の方にアンケート用紙を配布させていただき、そのうち28名の方から回答を頂いたところでございます。利用の目的では「心身のリラックスのため」が最も多く、「入浴施設の存続を希望」される御意見が多く見受けられました。また、廃止について一定の御理解を頂いてる御意見も頂戴をしたところでございます。

次に、5点目の老朽化したかしのき荘の新築予定についてでございます。

かしのき荘は、昭和57年10月の開所から約39年が経過をしており、施設全体の老朽化が進んでいる中、高齢者の憩いの場として利用頻度も高く、施設の利用人数はますます増加することが予想されています。現在のところ、新築の計画はございませんが、今後、全ての公共施設等を対象とした平群町公共施設等総合管理計画に基づき、施設全体の大規模改修や建て替えなど様々な観点から、入浴施設の必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

かしのき荘の入浴サービスは、高齢者の生きがいづくりを目的に設置されておるわけでありまして、入浴サービスは健康増進と地域社会の交流をする施設であります。老人福祉法では、基本的な理念としては「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるもの」

であり、「地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する」と明記をされております。

そこで、新築計画予定がないならば、運営費が年間２２０万ぐらいならば、私は残してほしいという意見を尊重したいと思います。そこで、これは政策的なことですので、町長、御答弁いただけますか。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、馬本議員の再質問にお答えさせていただきます。

かしのき荘の入浴施設につきましては、今後設備の入替え等の大規模な改修となれば多額の費用が想定されることから、このたびの平群町緊急財政健全化計画の取組とさせていただき、廃止の方向で検討しておりましたが、入浴施設全体の状況を把握し検討したところでは、指定管理者からはボイラー等の機械関連については、直ちに大規模な修繕が必要でないことや、また浴室や脱衣所の内装や設備については比較的きれいであり、現在稼働中でもあり、特に修繕に必要な箇所が見当たらないとの報告も受けております。このような状況を踏まえまして、御利用されてる方の存続等の意向を尊重し、また長年御利用いただき慣れ親しんだ施設でもあることから、厳しい財政状況にはありますが、軽易な修繕を続けながら、改めて運営を続けられないか模索をしているところでございます。今後の運営につきましては、未確定なところもございますが、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

馬本議員。

○12番

入浴施設はまだまだ運営できるような、今の御答弁であったように、大規模改修するのは今のところ見当たらないということですので、今後は軽易なメンテを続けながら、私は運用すべきと思いますが、そのように理解してよろしいですか、町長。

○議 長

町長。

○町 長

その方向で、軽易なメンテを続けながら運営していきたいというように考えております。引き続きかしのき荘につきましては多くの高齢者の方に利用していただき、高齢者の生きがいつくりの憩いの場になるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

この件はそれで御理解いただきましたんで、この件はこれで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

続きまして、空き家の適正管理に関する御質問にお答えいたします。

居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地について、自らの責任において雑草や立木等による衛生上有害となって適正管理がなされていない物件について、目視や水道の閉栓状況を調査した上で現在の所有者等を調べ、適正に管理されるよう指導通知を行っているところです。町内の各自治会別に区分けしまして、空き家の不適正管理により隣接地や地域への衛生上、景観上の悪影響が大きくなると思われる開発住宅地を対象に7月より調査を実施しました。現時点では、緑ヶ丘、樺台、若葉台、ローズタウン若葉台、初香台、新初香台、五月台、光ヶ丘における約3,000件が調査完了しております。調査予定地域全体の家屋数約8,100件でございますので、約37%が完了しているところです。自治会ごとでは、緑ヶ丘で全体約850戸のうち、適正に管理がされていない物件18件を確認し指導通知して、その後、適正管理されたのが6件、残り12件がそのままの状況であります。次に樺台、約470件のうち、適正に管理されていない物件は19件を確認し指導通知した結果、その後、適正管理をなされたのが14件、残り5件がそのままの状況であります。若葉台とローズタウン若葉台においては、約980件のうち、適正に管理がされていない物件は8件を確認し指導通知して、その後、適正管理がなされたのが7件、残り1件がそのままの状況であります。初香台、新初香台及び五月台で約400件のうち、適正に管理をされていない物件は7件を確認し指導通知して、その後、適正管理がなされたのが3件、残り4件がそのままの状況であります。光ヶ丘では約260件のうち、適正に管理されていない物件が2件あり指導通知しましたが、これは改善されておられません。

今後の調査についても、現在調査中の春日丘、日立団地、北信貴ヶ丘をはじめ、竜田川団地、竜田川ネオポリスを順次実施してまいります。山間地域を除いて、おおむね年度内を目標に実施していく予定であります。また、連携強化については、空き家等の特定空家の認定が必要とされ、認定するには空き家等

協議会の意見を聞くことになっています。その協議会の委員委嘱につきましては、12月1日に行ったところでございます。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

まず早々にね、6月からかな、この6か月の間、6自治会を調査していただきましてありがとうございます。御苦労さんでございました。まず感謝を申し上げます。また、今度は山間部を残してね、あと残り5自治会については、令和3年度内に調査をしますよという御答弁を頂きましたので、その件についてはひとつよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

今回、調査された中で、水道の関係とかいろいろ調べながらということでしたけども、僕も水道課へ行ってきまして、これは一つの案ですけどね、私の調査でいくと、よう聞いてくださいや、住居が1年以上、上水道を閉栓されているのは10月22日現在、実施された6地区、今言わはった6地区の中では75件でありましたが、答弁では52件、23件の差があります。私の調査では、1年以上閉鎖されている住居は約300件ありました。今後まずは水道部局に協力を依頼して、1年以上閉栓されてる住居のその他住居地の実態を私は調査すべきではないかなと。恐らく行政は、事業部のほうはその当時、閉栓されている件数は何件だろうかということで行かはったと思いますけども、僕は1年以上、閉栓されている住居について調査した。それでこの差が出てるというふうに思います。今後よかったら僕が今提案させていただいたことを参考にしていただいてね、この後、残りの自治体もひとつよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それと、ここら辺のことについてどう思いますか、水道が1年以上閉鎖している住居について調査していただいたらどうですか、参考にしてくださいということについて、部長はどのような見解をお持ちですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

今、議員から御提案いただいた1年以上水道が閉栓されている家屋というのを抽出して、その実態を目視等で調査していく。一定、合理的な抽出の仕方というふうに思いますので、今後はそのような形でも調査に活用させていただきたいというふうに考えてます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

先ほど答えられたけども、非常に残念なことやねけど、平成 27 年からこの条例は制定されて、空き家対策協議会の委嘱は、最近 12 月 1 日にされたということやった。その間、全部空白やったということになるわけ。もう済んだことは言わないけども、今後のことですねけど、大事なことはその協議会に空家等、いろんな諮問をして、結果、これは特定空家というふうに認定されれば、固定資産税の特例が解除されるというふうな手法になるわけですが、この特定空家を認定する一つの手続ってというのは、島野部長はどのように思っておられますか。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

我々の手続としましては、基本的には適正管理の指導通知を何回か行うわけですが、それでも対応がされない場合については、特定空家の認定をしていくわけですが、それについては協議会に諮問しまして行っていくと。また、できれば他の市町村の実例等の具体的なことについても参考にしていきたいと思っておりますが、先ほど議員言われたような協議会のほうの諮問をしてですね、認定をしていくという流れになっていくと考えております。

○ 議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

そこで一つだけ提案しておきます。平群町はまだつくってないと思うけど、特定空家等の認定基準、これをちょっと調べてくださいや。特定空家等の認定基準、よその市ではつくってるわけ。それもちょっと調査して、その中へまた入れて、認定基準は平群町はございませんのでね、そこはひとつよろしく願いしたいと思います。

市町村によったらいろいろ、ここに持っているけど、これは読み上げませんけども、いろいろ手順があるわけ。それはそれで今後頑張っていたきたいなと思います。というのはね、何でこれ、6 月に言うて、またこの 12 月に一般質問させてもらったか、やっぱりね、平群の住民にとってな、住民生活を保全し、もって魅力あるまちづくりをせなあかんと思う。大概、僕もいろいろ走りますけど、近所は大変やと思いますわ、防犯上も。いろいろ夏になったら虫も湧くでしょう。せやから、いろいろ努力していただいていますけどね、本格的に条例がありますんでね、これを施行することによってね、この実施が平群町の住民

にとっては、平群に住んでよかったなと言ってもらえるようなまちづくりと一緒にやっていきましょうよ、どうですか。それを僕は大きいに期待しますので、速やかに今後これについては実行していただきますようお願いし、今後、定期的にまた一般質問させていただきますので、どのような進捗状況であるかということをおね、僕も知りたいので、ひとつ御足労をかけますが、よろしく願いしたいなと思います。

以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 2時02分)